

# 市 会 議 案

令和3年2月定例会（令和3年2月18日提出）

名 古 屋 市



# 目 次

令和3年第45号議案	名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正について……………	1頁
令和3年第46号議案	名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について	7頁
令和3年第47号議案	名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部改正について……………	9頁
令和3年第48号議案	名古屋市図書館条例の一部改正について……………	13頁
令和3年第49号議案	名古屋市緑化センター条例の一部改正について……………	17頁
令和3年第50号議案	道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について…	19頁
令和3年第51号議案	名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例の制定について……………	27頁
令和3年第52号議案	名古屋市消防団条例の一部改正について……………	31頁
令和3年第53号議案	火災予防条例の一部改正について……………	35頁
令和3年第64号議案	契約の締結について……………	41頁
令和3年第65号議案	契約の締結について……………	43頁
令和3年第66号議案	契約の締結について……………	45頁
令和3年第67号議案	契約の締結について……………	47頁
令和3年第68号議案	財産の無償譲渡について……………	49頁
令和3年第69号議案	財産の取得について……………	51頁
令和3年第70号議案	損害賠償の額の決定について……………	53頁
令和3年第71号議案	土地区画整理に伴う町の区域の設定について……………	55頁
令和3年第72号議案	都市公園を設置すべき区域の変更について……………	59頁
令和3年第73号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	69頁
令和3年承認第4号	財産の取得に関する専決処分について……………	93頁
令和3年承認第5号	財産の取得に関する専決処分について……………	95頁
令和3年承認第6号	財産の取得に関する専決処分について……………	97頁

令和3年承認第7号	財産の取得に関する専決処分について……………	99頁
令和3年承認第8号	財産の取得に関する専決処分について……………	101頁
令和3年承認第9号	財産の取得に関する専決処分について……………	103頁
令和3年承認第10号	財産の取得に関する専決処分について……………	105頁

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非  
営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正について

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法  
人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるもの  
とする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非  
営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年名古屋市条例第51  
号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第15条第1項中「第52条第4項及び」の次に「第5項並びに」を加える。

(名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例(平成  
27年名古屋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「これ」を「当該書類(アに掲げる書類については、  
これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いた  
もの)」に改める。

第12条に次の1項を加える。

5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項中「書類」の次に「（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第14条中「これ」を「これらの書類（第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月9日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（書類の提出に関する経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第13条第1項の規定は、同条例第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

##### （理 由）

この案を提出したのは、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

1 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例 (抜すい)

(設立の認証申請)

第2条 (略)

2 (略)

3 法第10条<sup>第4項</sup><sub>第3項</sub> (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字であって、内容の同一性に影響を与えないものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第15条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び<sup>第5項並びに</sup>法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧とする。

2 (略)

2 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例 (抜すい)

(指定の基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) }  
( ) } (略)  
(5) }

(6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその主たる事務所等において閲覧させること。

ア } (略)  
イ }

(7) } (略)  
5 }  
(9) }

2 (略)

(申出書の添付書類等の備置き等及び閲覧)

第12条 (略)

2 } (略)  
5 }  
4 }

5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(事業報告書等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類（同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）及び前事業年度の地域の課題の解決に資する事業の報告書を市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出さ



れている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 (略)

(申出書の添付書類等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる書類又は事業報告書等、第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これらの書類(第3条第2項第4号に掲げる書類又は事業報告書等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(参考 2)

参 照 条 文

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）抜すい 新旧対照

(改正後)  
(改正前)

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る  
特例並びにこれらの書類の閲覧)

第52条 (略)

2 }  
3 } (略)  
4 }

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書  
等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記  
載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

令和 3年第46号議案

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部改正について

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例（平成27年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「第49条第 3号」を「第49条第 2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、道路運送法施行規則の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市福祉有償運送運営協議会条例 (抜すい)

(所掌事務)

第 2条 協議会は、市長の諮問に応じ、道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第49条<sup>第2号</sup><sub>第3号</sub>に規定する福祉有償運送 (以下「福祉有償運送」という。) に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

令和 3年第47号議案

名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部改正について

名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市旅館業法施行条例及び名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(名古屋市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 8号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める。

(名古屋市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 2条 名古屋市公衆浴場法施行条例（平成24年名古屋市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 4号ア中「、過マンガン酸カリウム消費量」を「超えず、かつ、有機物（全有機炭素（TOC）の量をいう。）は 1リットルにつき 8ミリグラムを超えないか、又は過マンガン酸カリウム消費量」に改め、同条第 6号中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、令和 3年 7月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、旅館の施設等の衛生措置の基準について、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

1 名古屋市旅館業法施行条例 (抜すい)

(衛生措置の基準)

第 4条 法第 4条第 2項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。

(1) }  
5 } (略)  
(7) }

(8) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を 1リットルにつき  $\frac{0.4\text{ミリグラム}}{0.2\text{ミリグラム}}$  以上に保つようにして消毒すること。

ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(9) }  
5 } (略)  
(13) }

2 名古屋市公衆浴場法施行条例 (抜すい)

(衛生措置等の基準)

第 4条 法第 3条第 2項の規定による公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準 (以下「衛生措置等の基準」という。) は、次のとおりとする。

(1) }  
5 } (略)  
(3) }

(4) 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。

ア 濁度は 5度を 超えず、かつ、有機物 (全有機炭素 (TOC) の量をい

う。)は 1リットルにつき 8ミリグラムを超えないか、又は過マンガン酸カリウム消費量は 1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。ただし、薬湯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品を用いるものに限る。）又は温泉について、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

イ }  
ウ } (略)

(5) (略)

(6) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を 1リットルにつき  $\frac{0.4 \text{ミリグラム}}{0.2 \text{ミリグラム}}$  以上に保つようにして消毒すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(7) }  
5 } (略)  
(27) }



令和3年第48号議案

名古屋市図書館条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館及び名古屋市徳重図書館（以下「中村図書館等」を「名古屋市東図書館、名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市守山図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館、名古屋市徳重図書館、名古屋市名東図書館及び名古屋市天白図書館（以下「東図書館等」に改める。

第4条から第7条までの規定中「中村図書館等」を「東図書館等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市図書館条例第5条の規定による指定管理

者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理由)

この案を提出したのは、名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
(現 行)

名古屋市図書館条例 (抜すい)

(職員)

第3条 図書館 (名古屋市東図書館、名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市守山図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館、名古屋市徳重図書館、名古屋市名東図書館及び名古屋市天白図書館 (以下「中村図書館等」という。)) を除く。) に館長、司書その他必要な職員を置く。

(指定管理者)

第4条 東図書館等、中村図書館等 の管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 委員会は、東図書館等、中村図書館等 の指定管理者の指定をしようとするときは、

教育委員会規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 東図書館等、中村図書館等 の指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、東図書館等、中村図書館等 の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) (略)

4 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、東図書館等  
中村図書館等の開館時間及び休館日の定めに従い、当

該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項の東図書館等  
中村図書館等の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

3 }  
4 } (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 東図書館等  
中村図書館等における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供

することその他委員会が定める業務に限る。）に関する事。

(2) 東図書館等  
中村図書館等の駐車場の使用料の徴収に関する事（名古屋市徳重図書

館の指定管理者を除く。）。

(3) 東図書館等  
中村図書館等の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除

く。）に関する事。

(4) (略)

令和3年第49号議案

名古屋市緑化センター条例の一部改正について

名古屋市緑化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市緑化センター条例の一部を改正する条例

名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、センターの設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市緑化センターの指定管理者の指定の手続を改める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案  
現 行)

名古屋市緑化センター条例 (抜すい)

(指定管理者の指定の手続)

第 8 条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、センターの設置の状況等に鑑み、第 3 項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

2 }  
3 } (略)  
4 }

道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

道路構造の技術的基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者

の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第3項ただし書中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第42条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

## 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、この条例による改正後の道路構造の技術的基準を定める条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理 由)



この案を提出したのは、自転車通行帯の技術的基準を定める等の必要がある  
による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

道路構造の技術的基準を定める条例 (抜すい)

(車線等)

第4条 車道 (副道、停車帯、~~自転車通行帯~~その他道路構造令施行規則 (昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)) 第2条に定める部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 }  
3 } (略)  
4 }

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道 (~~自転車通行帯を除く。)~~

の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部<sup>きく</sup>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 (略)

2 副道 (~~自転車通行帯を除く。)~~の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路 (自転車道<sup>を設ける道路を除く。</sup>) には、車道の左端寄り (停車帯<sup>を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。</sup>) に自転車通行帯<sup>を設けるものとする。</sup>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合

においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車道）

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種<sup>（第4級及び第5級を除く。又は第4種の道路</sup>次項において同じ。）又は第4種<sup>（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）</sup>の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものに

は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<sup>道路</sup>道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 }  
4 } (略)  
5 }

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 }  
3 } (略)  
4 }

(歩道)

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 (略)

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、その他の道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第10号第9号の特定道路を除く。）にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 }  
5 } (略)

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設ける

ものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) }  
(2) } (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

（区分が変更される道路の特例）

第41条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより第3条において政令第3条（同条第2項に係る部分に限る。）の定めによることとされる区分が変更されることとなるときは、第3条（政令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。）、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第8条第1項、第10条第1項及び第2項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条並びに政令第4条及び政令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、同条中「第3種第5級」とあるのは、「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

（小区間改築の場合の特例）

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置とし

て改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例の制定について

名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市スポーツ・レクリエーション地区建築条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和に関して必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和)

第 2 条 スポーツ・レクリエーション地区内においては、法第 48 条第 6 項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

- (1) 観覧場
- (2) 建築物に附属する自動車車庫（3 階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）

附 則

この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により行う

特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(理由)

この案を提出したのは、スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の用途の制限の緩和に関し、必要な事項を定める必要があるによる。



(参 考)

参 照 条 文

建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい

（用途地域等）

第48条 （略）

2 }  
5 } (略)  
5 }

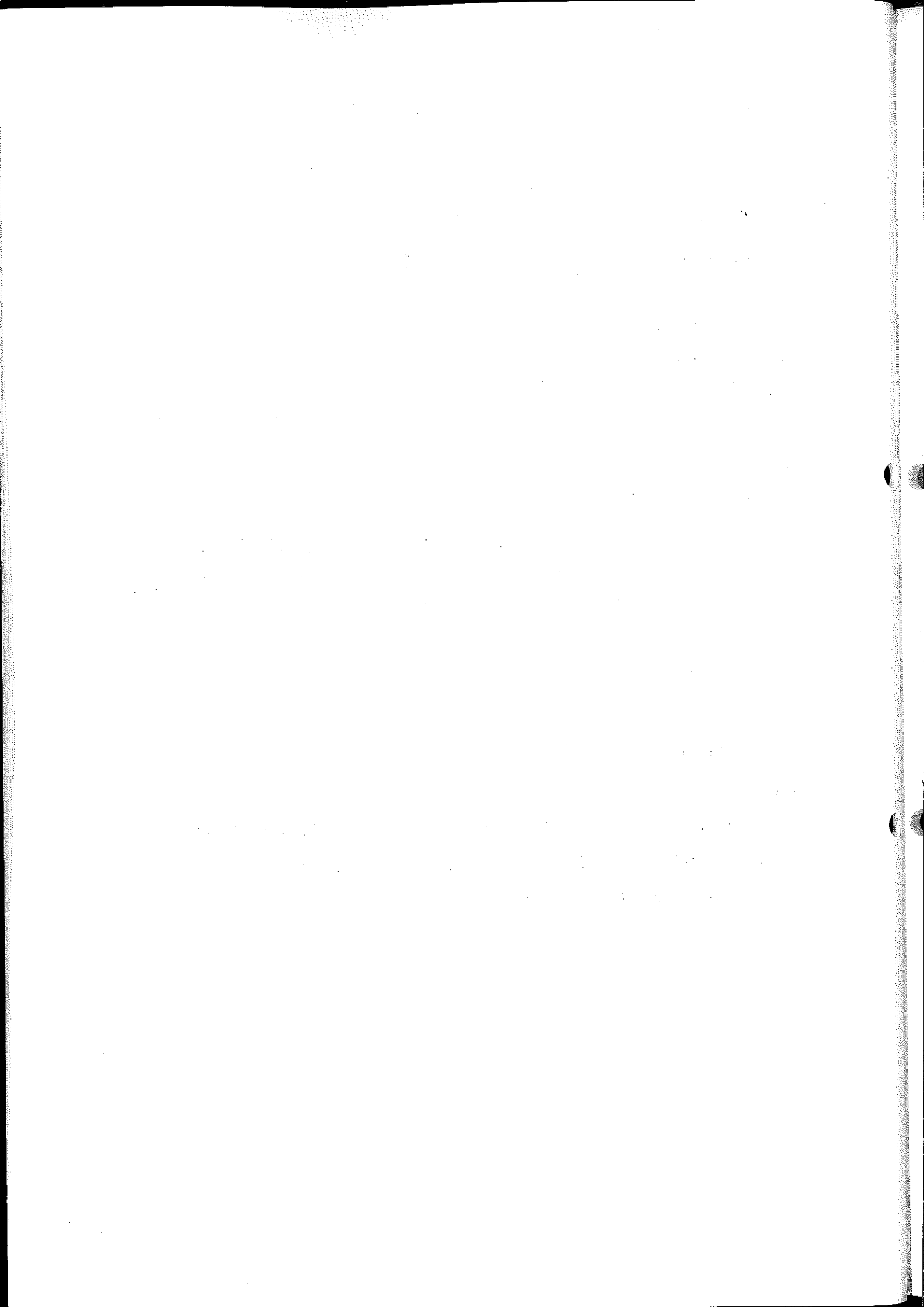
6 第2種住居地域内においては、別表第2（へ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第2種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

7 }  
5 } (略)  
17 }

（特別用途地区）

第49条 （略）

2 特別用途地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、前条第1項から第13項までの規定による制限を緩和することができる。



名古屋市消防団条例の一部改正について

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 1基本消防団の表中

名古屋市志段 味東消防団	名古屋市立志段味東小学校の通学区域一円	25人	を
	名古屋市立上志段味小学校の通学区域が設定される直前の名古屋市立志段味東小学校の通学区域一円	25人	に

改める。

附 則

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校の新設に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

消防組織法（昭和22年法律第 226号）抜すい

（消防団）

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 }  
3 } (略)

（消防団員）

第19条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。



火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2第 1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。以下同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第 4号から第 6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加え、同号を第15号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第14条の 2第 1項第11号の次に次の 3号を加える。

(12) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分を

いう。以下同じ。)には、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、十分な強度を有するコネクタにあっては、この限りでない。

(13) 急速充電設備のうち充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 急速充電設備のうち複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第14条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 急速充電設備で、屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）の位置は、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

第68条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

(5) の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第68条第8号中「水素ガス充てん気球」を「水素ガス充填気球」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち、この条例による改正後の火災予防条例（以下



「新条例」という。)第14条の2の規定に適合しないものの位置、構造及び管理の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に急速充電設備を設置している者に対する新条例第68条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「令和3年5月31日までに」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について、必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

火災予防条例 (抜すい)

(急速充電設備)

第14条の2 急速充電設備 (電気を設備内部で変圧して、電気自動車等 (電気を動力源とする自動車等 (道路交通法 (昭和35年法律第 105号) 第 2条第 1項第 9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)) に充電する設備 (全出力20キロワット以下のもの及び全出力 $\frac{200}{50}$ キロワットを超えるものを除く。) をいう。以下同じ。) の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

(1) }  
( ) } (略)  
(3) }

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等 (電気を動力源とする自動車等)との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気自動車等 (電気を動力源とする自動車等)が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等 (電気を動力源とする自動車等)の接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) }  
( ) } (略)  
(11) }

(12) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下同じ。）には、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、十分な強度を有するコネクターにあっては、この限りでない。

(13) 急速充電設備のうち充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるもの  
にあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に  
影響を与えない構造とするとともに、当該液体の流量及び温度の異常を自  
動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合  
には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 急速充電設備のうち複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車  
等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開  
閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場  
合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電  
池について次に掲げる措置を講ずること。

ア （略）

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急  
速充電設備を自動的に停止させること。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知  
した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知  
した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

- (16)
  - (13)
  - (17)
  - (14)
- } (略)

2 急速充電設備で、屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）の位置は、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

$\frac{3}{2}$  急速充電設備の位置、構造及び管理の基準は、前2項に規定するもののほか、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第68条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1)
  - 5
  - (5)
- } (略)

(5) の 2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

- (6)
  - (7)
- } (略)

(8) 水素ガス 充填 気球  
充てん

- (9)
  - 5
  - (10)
- } (略)

令和3年第64号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和3年2月18日提出

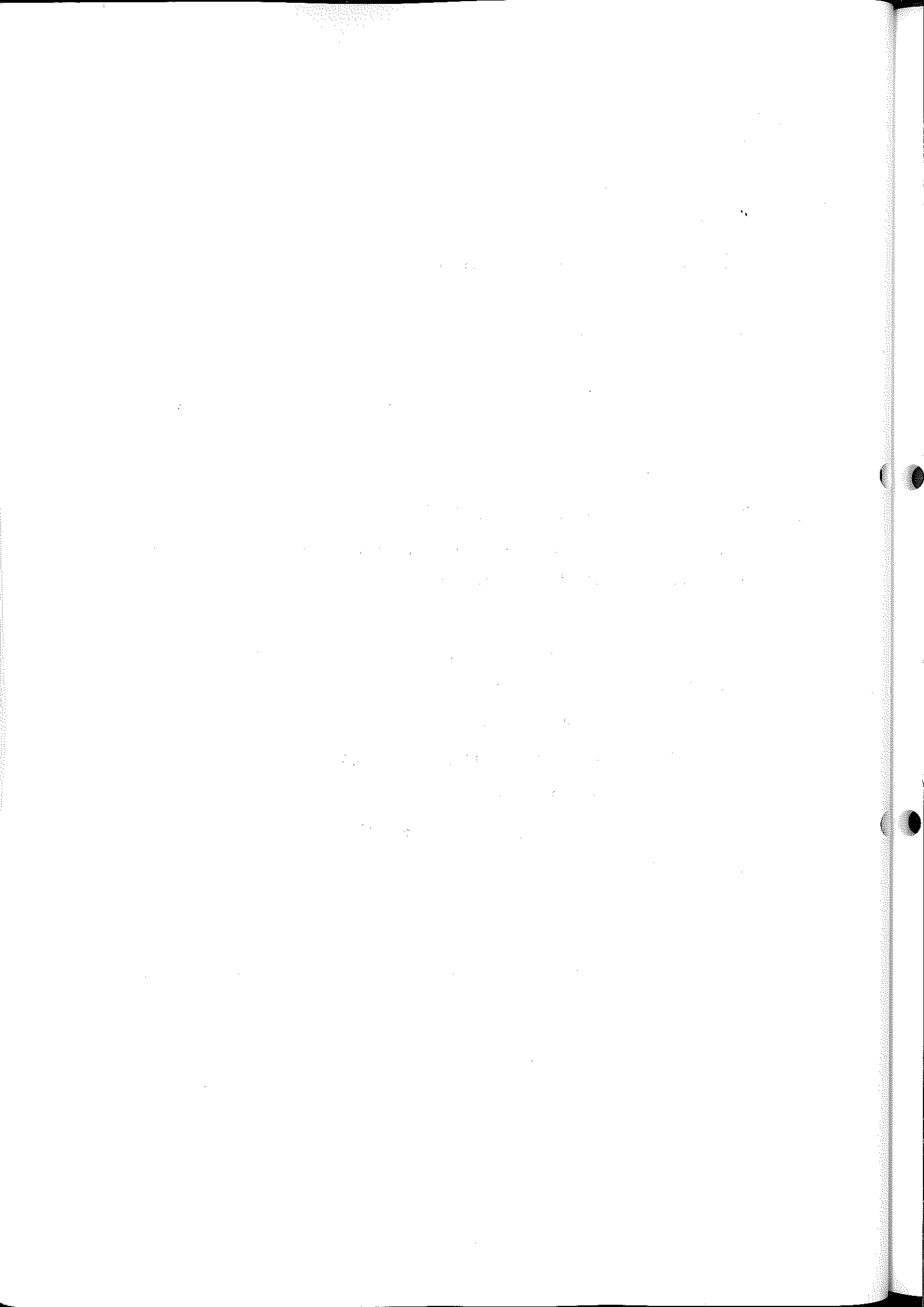
名古屋市長 河 村 たかし

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 菊元公営住宅及び更新住宅新築工事の請負                             |
| 2 | 施行場所   | 名古屋市西区新道二丁目地内                                   |
| 3 | 契約の内容  | 耐火構造14階建1棟・その他<br>96戸<br>延面積 7,064.55平方メートル     |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 5 | 契約金額   | 1,492,590,000円                                  |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号<br>株式会社日東建設<br>代表取締役 柏 木 博 喜 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和5年12月15日                                      |

(理 由)

この案を提出したのは、菊元公営住宅及び更新住宅の新築工事を施行する必要があるによる。



契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和3年2月18日提出

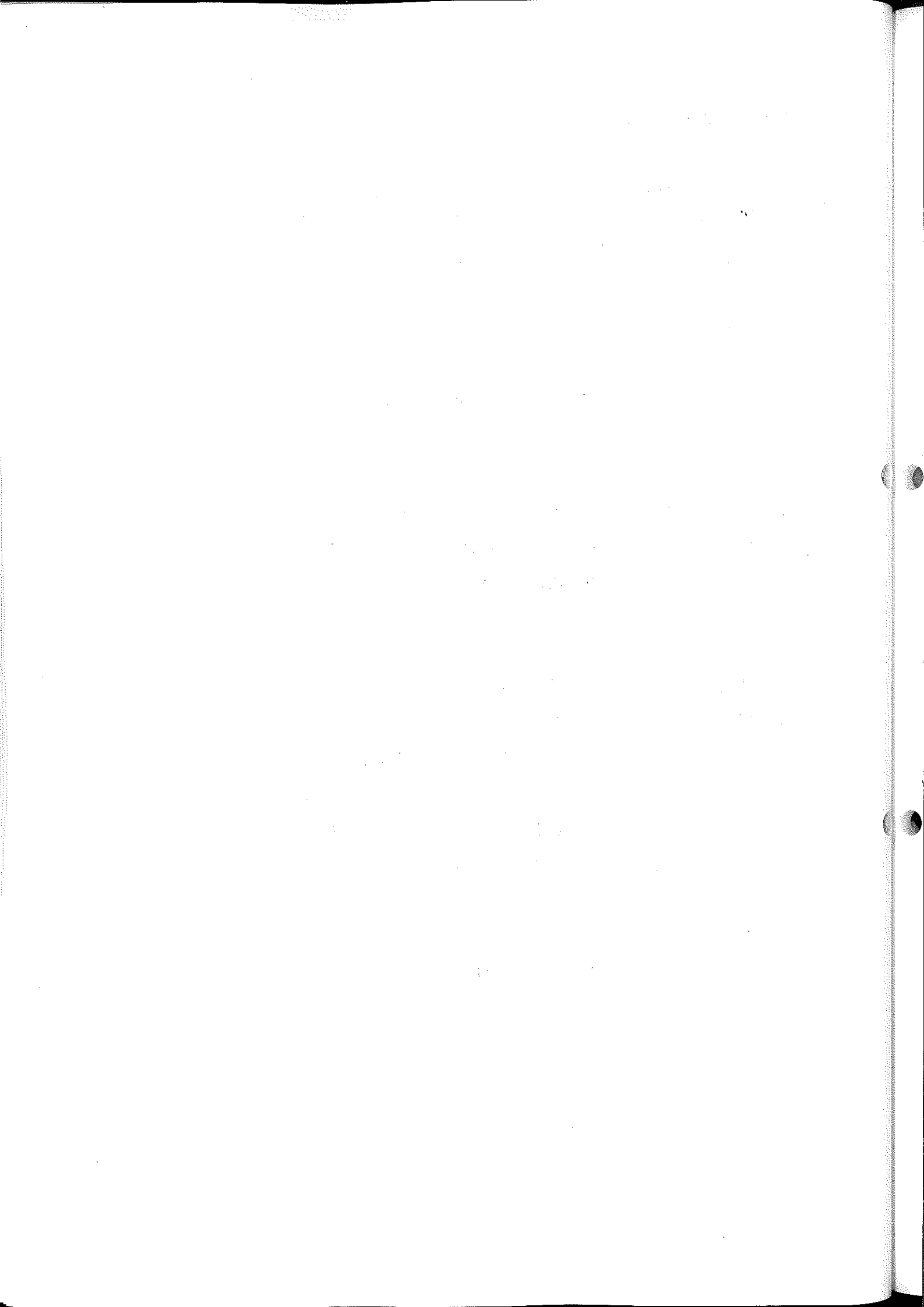
名古屋市長 河村 たかし

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 戸田公営住宅新築工事の請負                                 |
| 2 施行場所   | 名古屋市中川区戸田明正三丁目地内                              |
| 3 契約の内容  | 耐火構造7階建1棟・その他<br>49戸<br>延面積 3,486.89平方メートル    |
| 4 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 5 契約金額   | 831,600,000円                                  |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中区松原三丁目3番1号<br>栄興建設株式会社<br>代表取締役会長 瀧川 和 宏 |
| 7 完成予定期日 | 令和4年9月30日                                     |

(理由)

この案を提出したのは、戸田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。





契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和3年2月18日提出

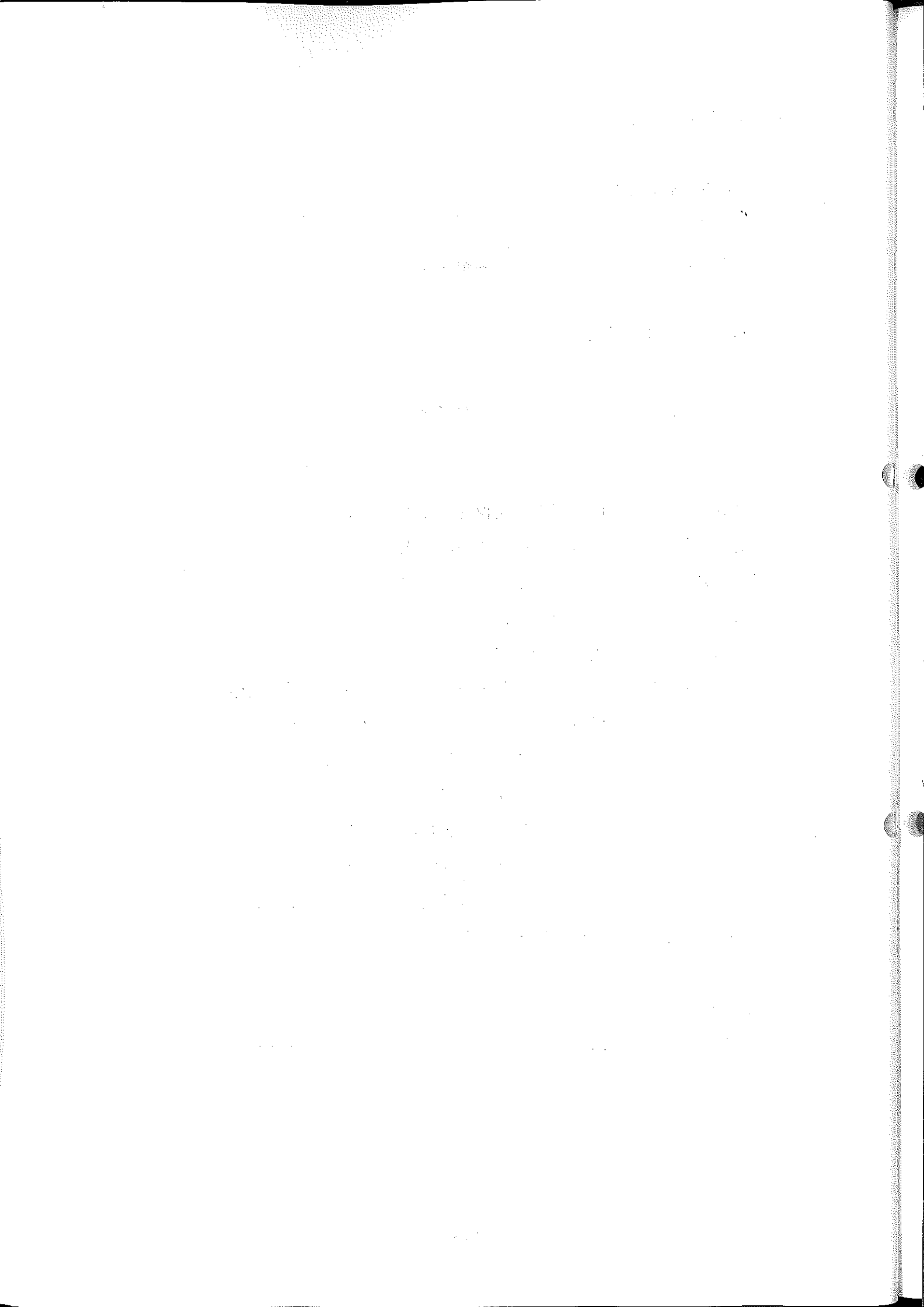
名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 山田工場工場棟等解体工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市西区新木町地内
- 3 契約の内容 解体工事1式
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,922,800,000円
- 6 契約の相手方 ピーエス三菱・ジェイテクノ特別共同企業体  
代表者 名古屋市中区丸の内一丁目17番19号  
株式会社ピーエス三菱名古屋支店  
執行役員支店長 藤原博之  
名古屋市天白区井の森町163番地  
ジェイテクノ株式会社  
代表取締役 諏訪義文
- 7 完了予定期日 令和5年6月30日

(理由)

この案を提出したのは、山田工場工場棟等の解体工事を施行する必要があるによる。



契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- 1 契約の目的 南陽工場工場棟改修等工事の請負
- 2 施行場所 名古屋市港区藤前二丁目地内
- 3 契約の内容 ごみ焼却設備解体工事1式・その他
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 2,876,115,000円
- 6 契約の相手方 ピーエス三菱・前田産業特別共同企業体  
代表者 名古屋市中区丸の内一丁目17番19号  
株式会社ピーエス三菱名古屋支店  
執行役員支店長 藤原博之  
熊本市南区野田三丁目13番1号  
株式会社前田産業  
代表取締役 木村洋一郎
- 7 完了予定期日 令和5年6月30日

(理由)

この案を提出したのは、南陽工場の工場棟改修等工事を施行する必要があるによる。



財産の無償譲渡について

下記のとおり、財産を無償で譲渡するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 譲渡の目的     | 森川邸田舎家の再建                              |
| 2 譲渡する財産の概要 | 森川邸田舎家解体部材 1式                          |
| 3 譲渡の相手方    | 名古屋市千種区法王町1丁目1番地<br>日泰寺<br>代表役員 村上 圓 竜 |

(理由)

この案を提出したのは、森川邸田舎家を再建するため、森川邸田舎家解体部材を無償で譲渡する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。  
い。

(1) }  
5 } (略)  
(5) }

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) }  
5 } (略)  
(15) }

(第2項 略)

財産の取得について

名古屋市立小学校、中学校及び高等学校における学習用機器として、下記のとおり、プロジェクターを買い入れるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 プロジェクター 5,566台
- 2 買入金額 620,400,000円
- 3 買入れの相手方 名古屋市千種区内山二丁目6番22号  
株式会社フューチャーイン  
常務取締役 岩 間 泰 大

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市立小学校、中学校及び高等学校における学習用機器としてプロジェクターを取得する必要があるによる。





令和 3 年第70号議案

損害賠償の額の決定について

平成29年 7月 7日、名古屋市中区錦三丁目地内において、本市が管理する給水管から水が漏出し、名古屋市東区黒門町69番地の29の藤村高広（事故当時40年）の店舗に被害が発生した事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金 7,519,840 円とするものとする。

令和 3 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

平成29年 7月 7日、名古屋市中区錦三丁目地内において、本市が管理する給水管から水が漏出し、藤村高広の店舗に浸入したため、当該店舗に被害が発生したものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
建 物 設 備 修 繕 費	4,968,000円
営 業 補 償 費	2,551,840円
合 計	7,519,840円

10  
11  
12

土地区画整理に伴う町の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分  
の公告があった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、下記のとおり、  
町の区域の設定を行うものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

区域を設定する町の名称及びその区域

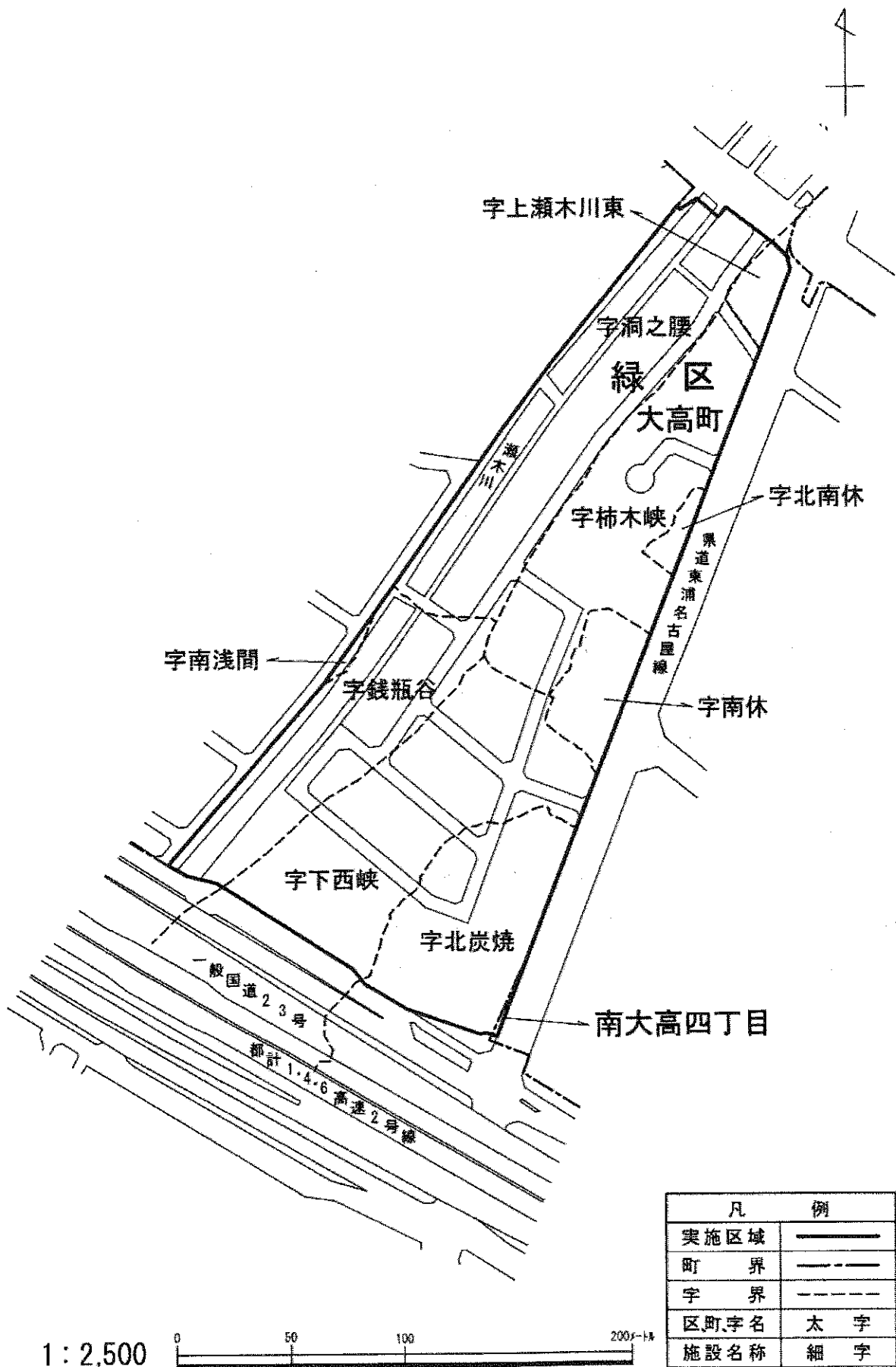
名称 瀬木南<sup>せきみなみ</sup>

区域 別図第2のとおり

（理 由）

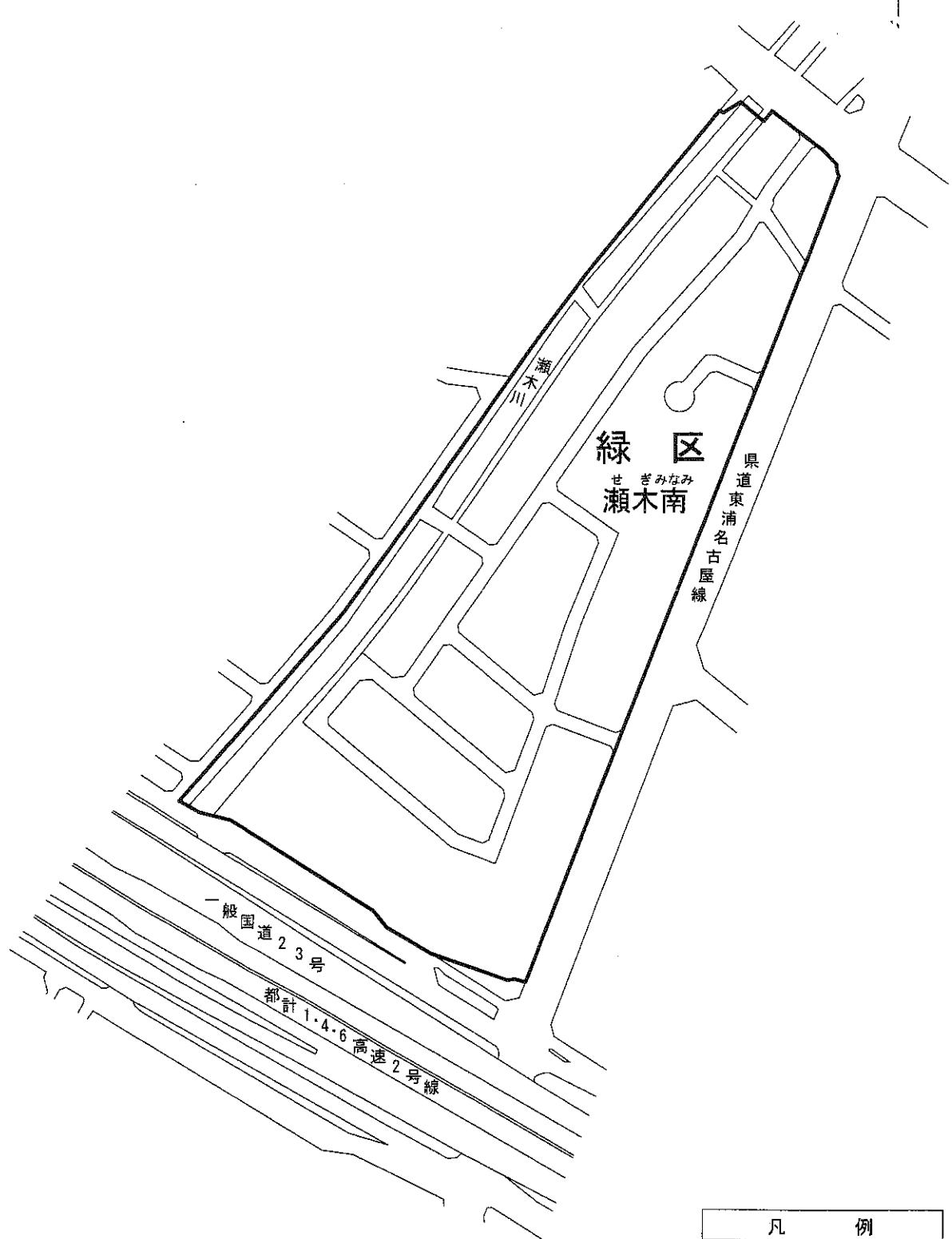
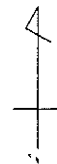
この案を提出したのは、名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区及びその関連区域  
について、町の区域の設定を行う必要があるによる。

別図第1

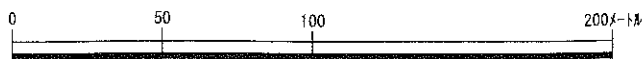


1 : 2,500





1 : 2,500



凡 例	
実施区域	——
区、町名	太字
施設名称	細字



都市公園を設置すべき区域の変更について

次のように都市公園を設置すべき区域を変更するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

変更する区域

設置を予定する 公園の名称	区域の所在地		区域
東山公園	変更前	千種区田代町字瓶杵、天白町大字植田字植田山、東山元町3丁目、4丁目、5丁目、昭和区八事富士見、名東区植園町1丁目、藤巻町1丁目、2丁目、3丁目、天白区天白町大字八事字裏山、字山田	第1附図
	変更後	千種区田代町字瓶杵、天白町大字植田字植田山、東山元町3丁目、4丁目、5丁目、昭和区八事富士見、名東区植園町1丁目、3丁目、山香町、藤巻町1丁目、2丁目、3丁目、天白区天白町大字八事字裏山、字山田	
細根公園	変更前	緑区鳴海町字姥子山、字細根	第2附図
	変更後	緑区鳴海町字姥子山、字細根	
熊野公園	変更前	緑区鳴海町字神ノ倉、字熊ノ前	第3附図
	変更後	緑区鳴海町字神ノ倉、熊の前二丁目	

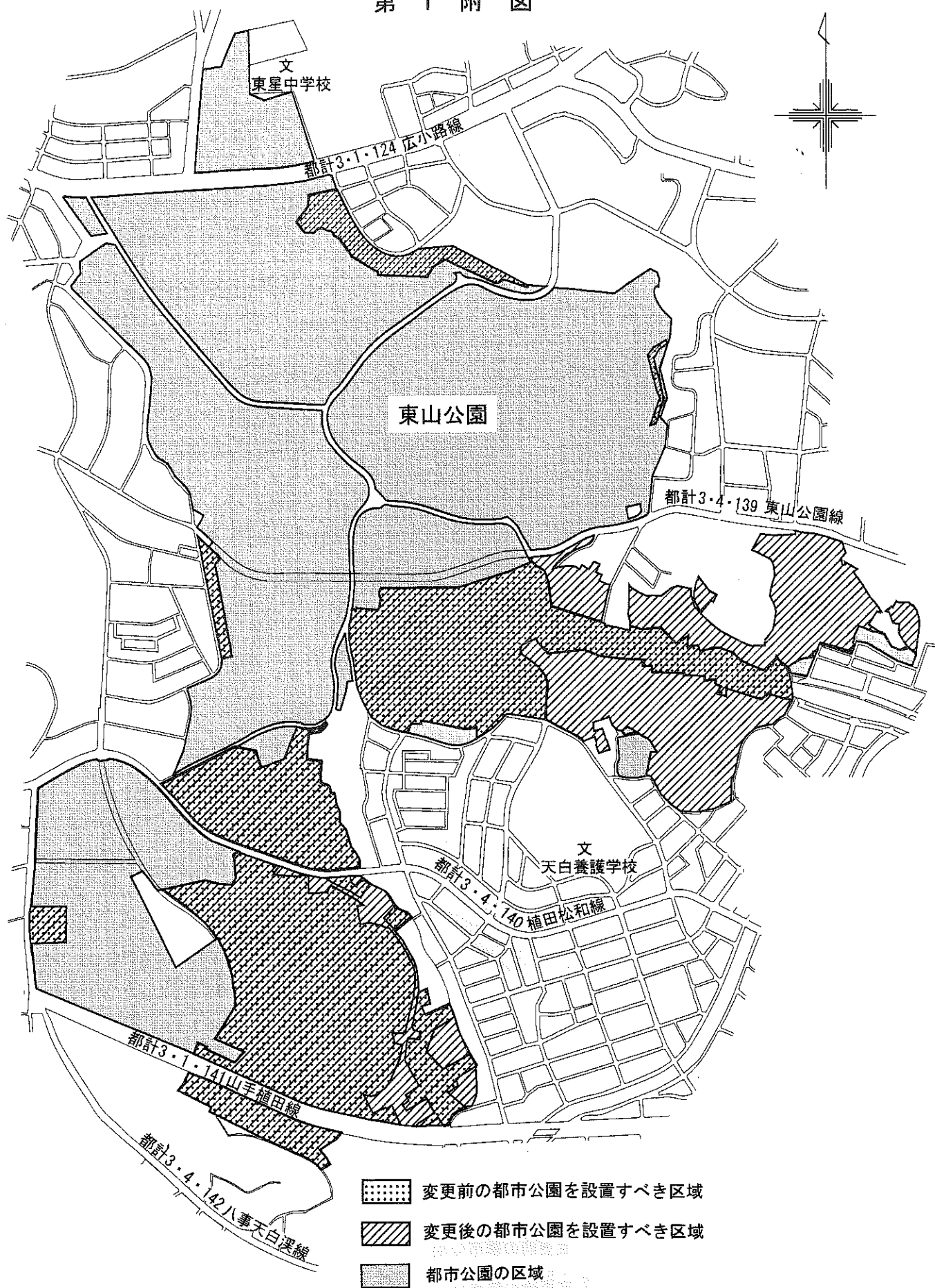
明 徳 公 園	変更前	名東区石が根町、猪高町大字猪子石 字鱧廻間、大字藤森字香流、字森	第 4 附 図
	変更後	名東区石が根町、猪高町大字猪子石 字鱧廻間、大字藤森字香流、字森	
相 生 山 緑 地	変更前	天白区菅田三丁目、天白町大字野並 字稻田、山根町	第 5 附 図
	変更後	天白区菅田三丁目、天白町大字野並 字相生、字稻田、字上新田、山根町	
荒 池 緑 地	変更前	天白区天白町大字平針字荒池下、字 大堤下、字大根ヶ越、字黒石	第 6 附 図
	変更後	天白区荒池一丁目、天白町大字平針 字荒池下、字大堤下、字大根ヶ越、 字黒石、字奴女里川、鳴海町字広湫	

(理 由)

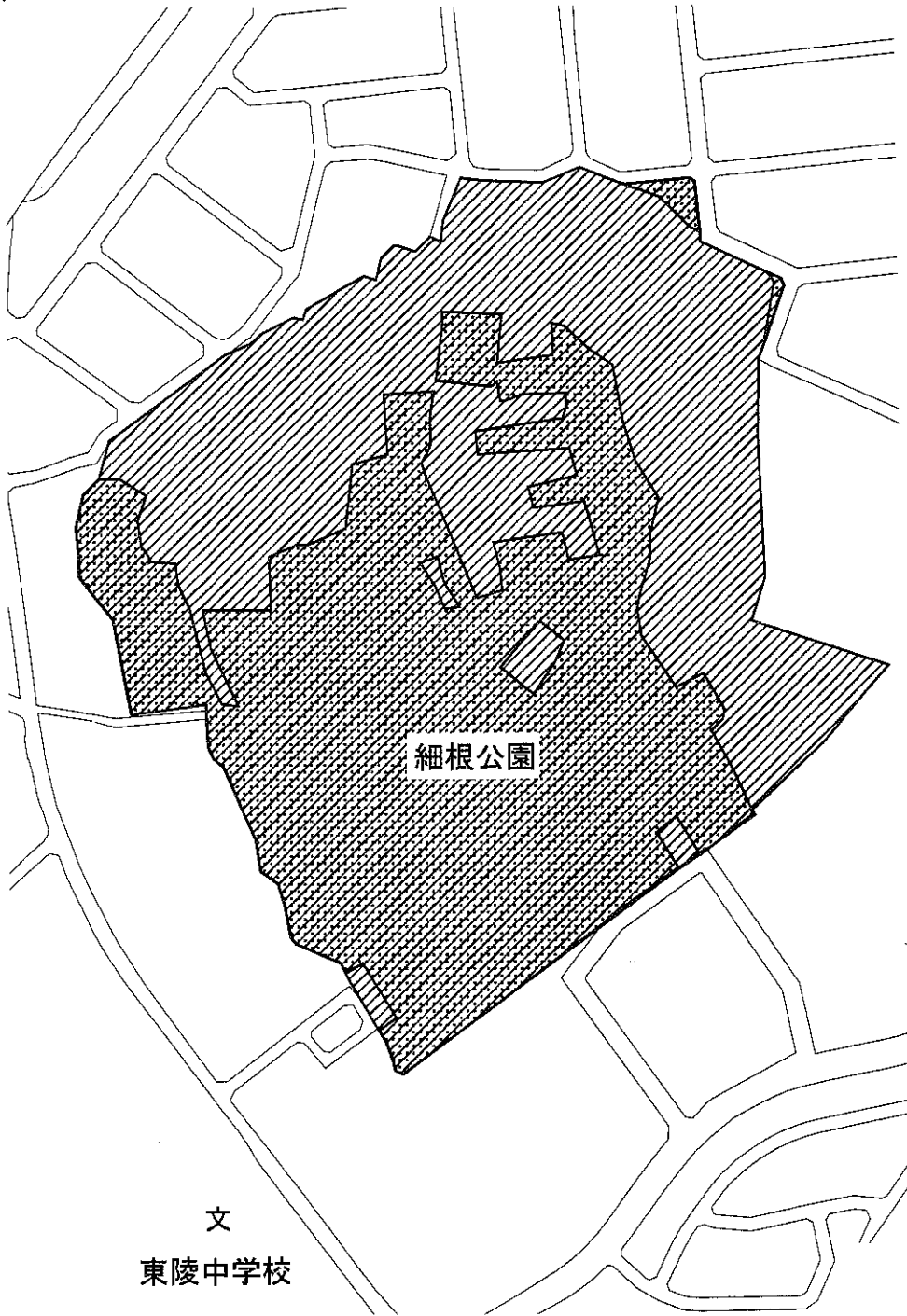
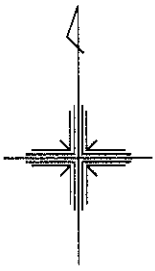
この案を提出したのは、都市公園を設置すべき区域を変更する必要があるに  
よる。





第 1 附 図

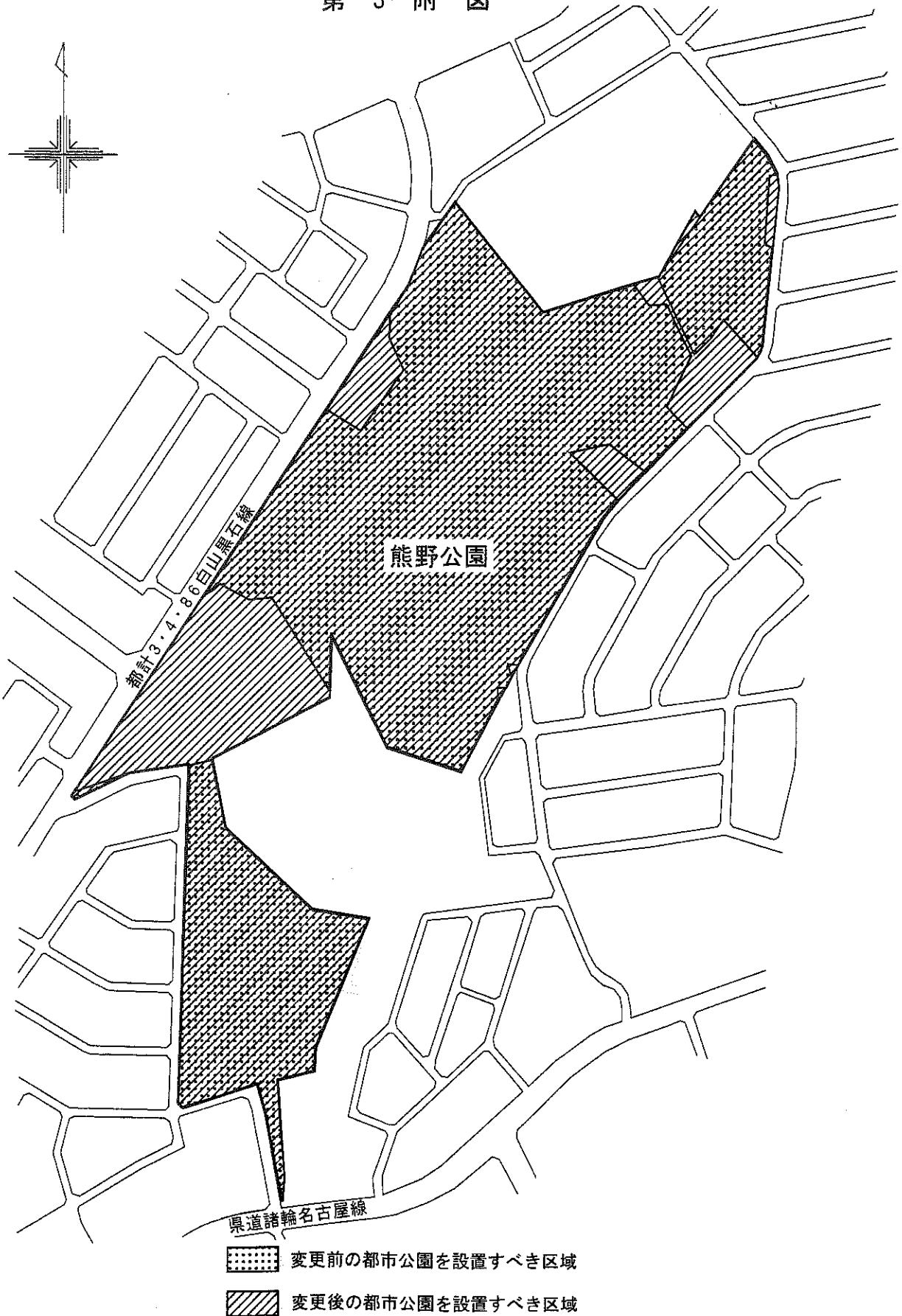


第 2 附 図

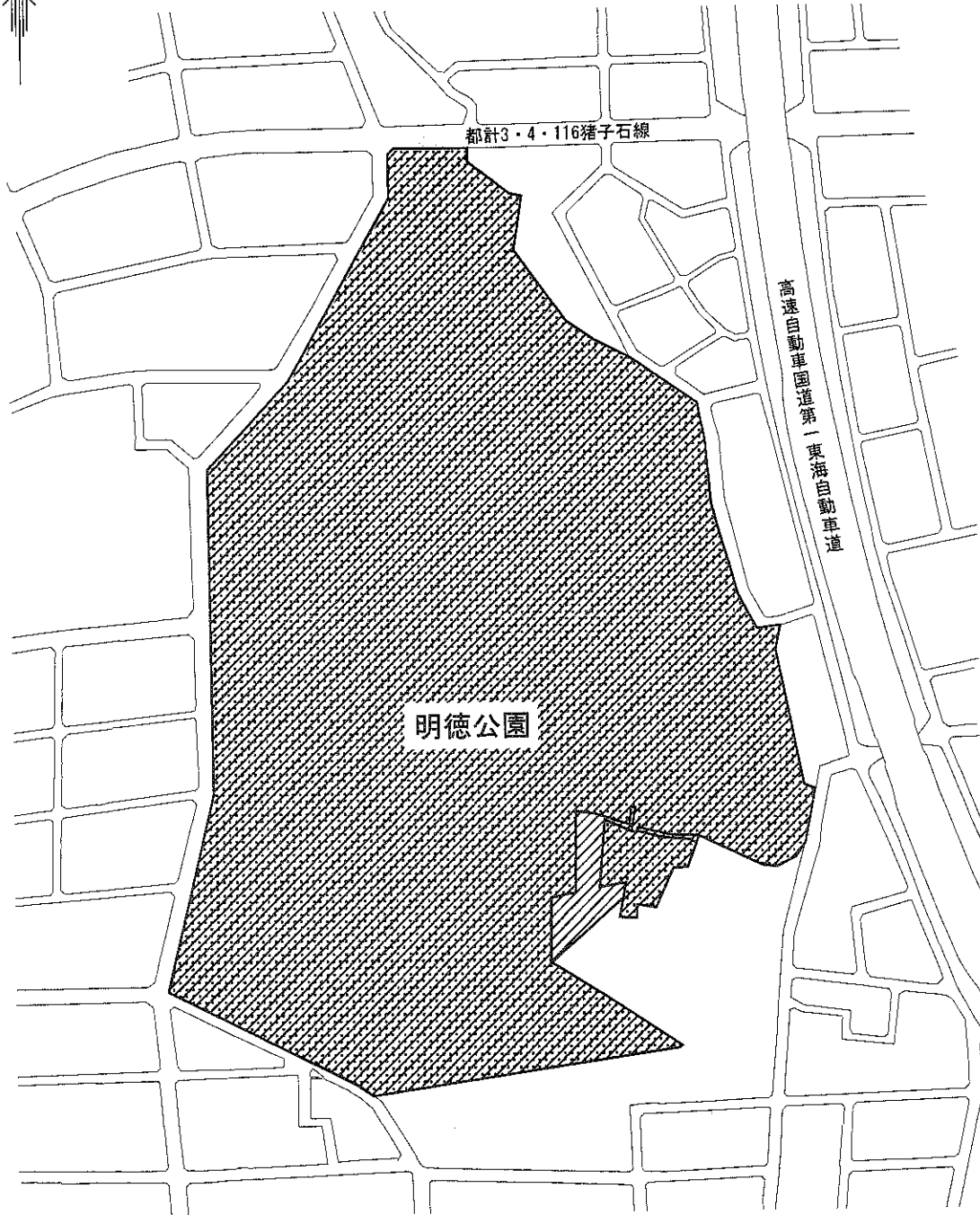
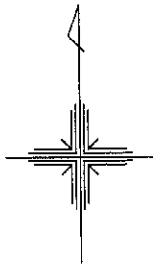




-  変更前の都市公園を設置すべき区域
-  変更後の都市公園を設置すべき区域

第 3 附 図

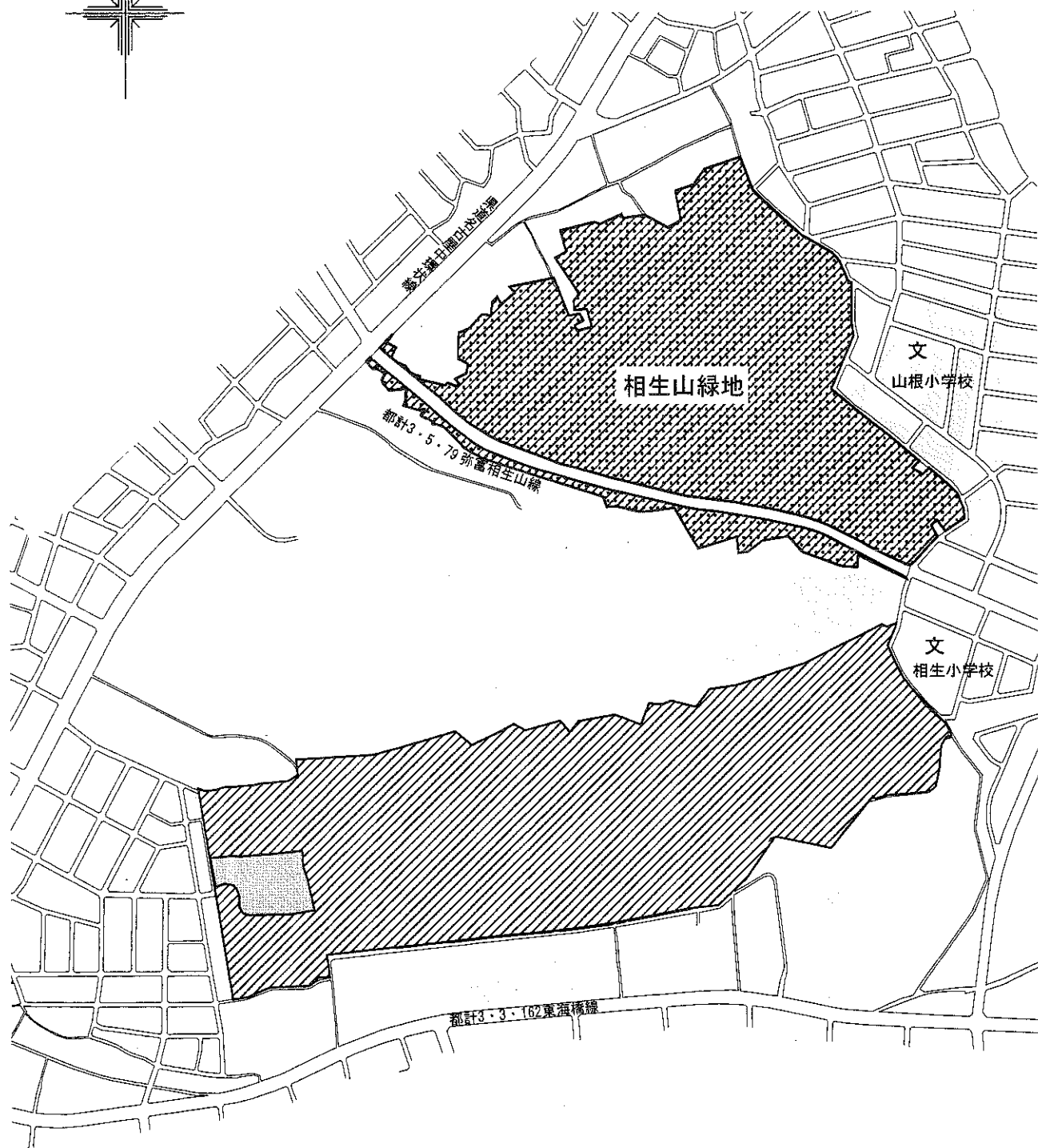
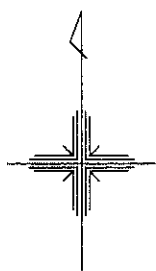





第 4 附 図



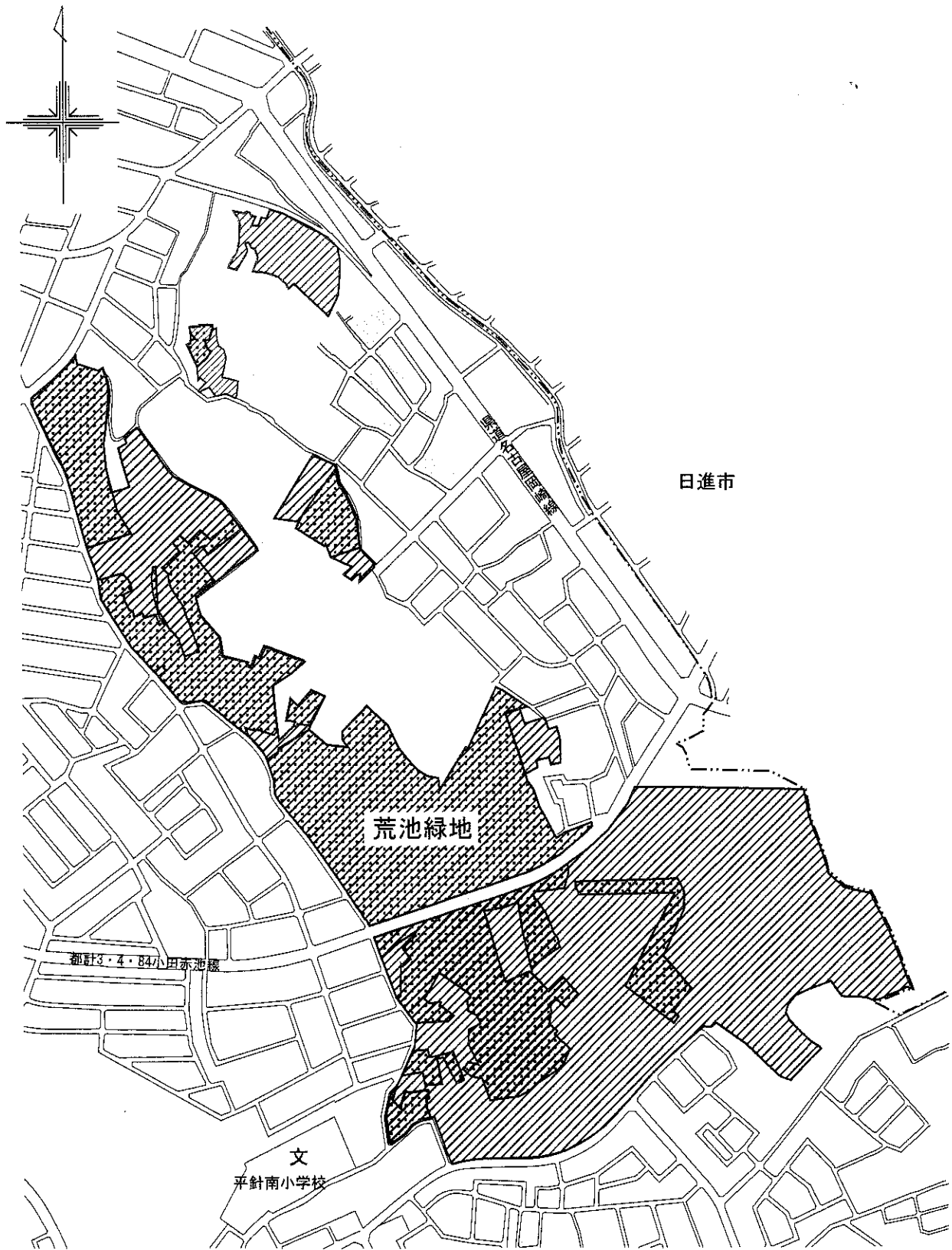
-  変更前の都市公園を設置すべき区域
-  変更後の都市公園を設置すべき区域

第 5 附 図



-  変更前の都市公園を設置すべき区域
-  変更後の都市公園を設置すべき区域
-  都市公園の区域

第 6 附 図



- 変更前の都市公園を設置すべき区域
- 変更後の都市公園を設置すべき区域

(参 考)

参 照 条 文

都市公園法（昭和31年法律第79号）抜すい

（公園予定区域等）

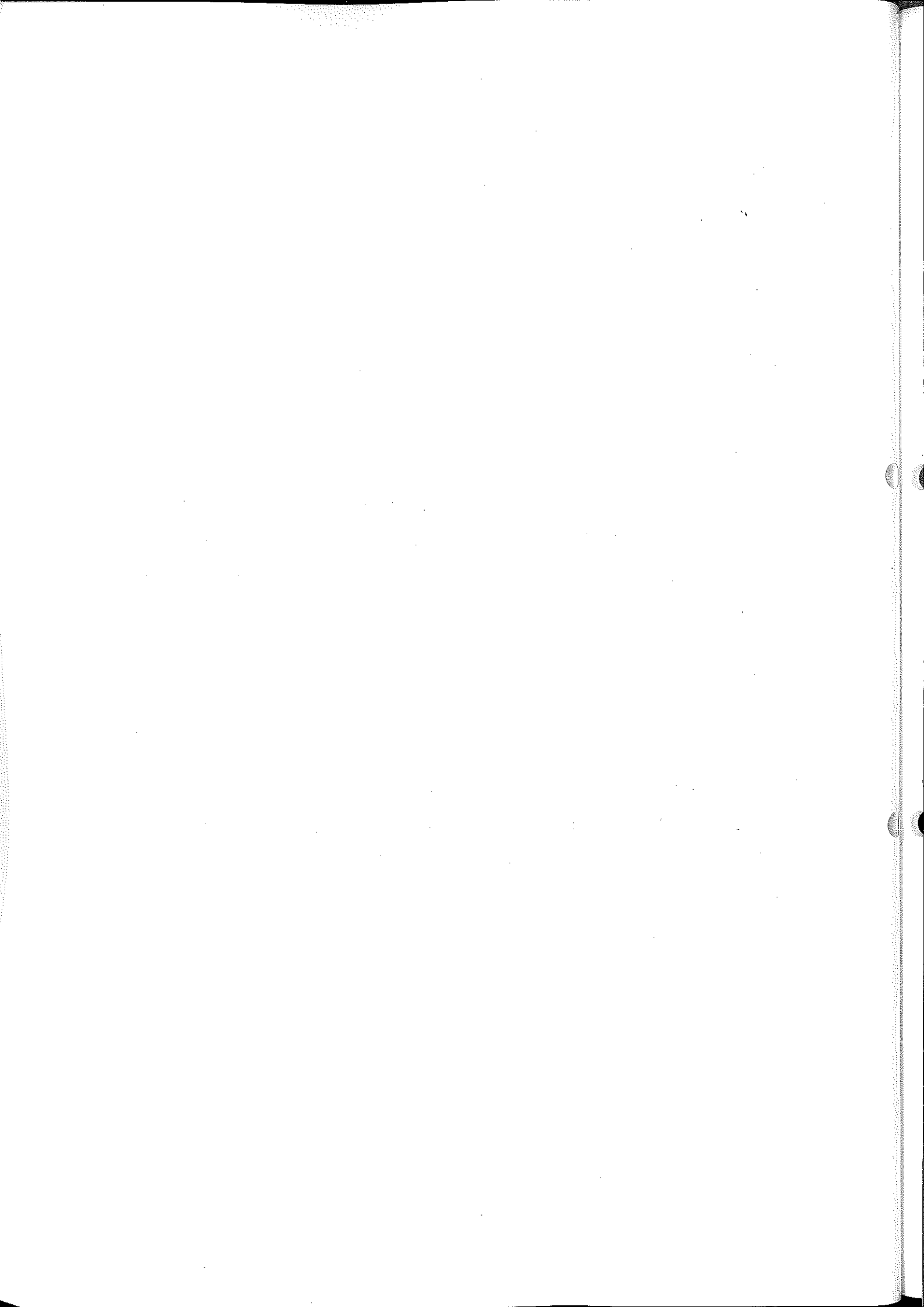
第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2 }  
3 } (略)

4 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 (略)





令和3年第73号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

認定する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	椿町線第4号	名古屋市中村区平池町4丁目1番の4地先	第1
		名古屋市中村区平池町4丁目51番の1地先	附図
1	千音寺線第1号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字下前田畔1106番の3地先	第2
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1769番地先	附図
2	千音寺線第2号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1773番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4165番の1地先	
3	西条新家線第2号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字一本松2184番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字中狭間1274番の2地先	

1	千音寺第44号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3690番地先	第3 附図
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3711番地先	
2	千音寺第45号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3688番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3681番地先	
3	千音寺第46号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3670番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3676番地先	
4	千音寺第47号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3415番の1地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島3549番地先	
5	千音寺第48号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3669番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3641番の1地先	
6	千音寺第49号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3669番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3637番地先	
7	千音寺第50号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3664番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3563番の2地先	

8	千音寺第51号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3683番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3663番地先	
9	千音寺第52号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3662番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3564番の4地先	
10	千音寺第53号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3619番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3599番地先	
11	千音寺第54号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3651番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3659番地先	
12	千音寺第55号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3659番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3659番地先	
13	千音寺第56号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3605番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3568番の1地先	
14	千音寺第57号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4776番の2地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4733番地先	

15	千音寺第58号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4731番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4729番地先	
16	千音寺第59号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4766番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4766番地先	
17	千音寺第60号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4719番地先	"
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4748番地先	
1	下志段味第205号線	名古屋市守山区大字下志段味字前田544番の1地先	第4 附図
		名古屋市守山区大字下志段味字東新外617番地先	
2	下志段味第206号線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1116番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1138番地先	
3	下志段味第207号線	名古屋市守山区大字下志段味字前田543番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字前田545番地先	
4	下志段味第208号線	名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1135番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1137番の3地先	

5	下志段味第209号線	名古屋市守山区大字下志段味字落合 320番地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字西島 2376番の7地先	
6	下志段味第210号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2587番の1地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字上東 禪寺2539番の1地先	
7	下志段味自転車歩行者 道第19号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸 1654番の6地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字長戸 1654番の9地先	
8	下志段味自転車歩行者 道第20号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸 1653番の3地先	"
		名古屋市守山区大字下志段味字長戸 1653番の3地先	
1	上志段味第144号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 502番の2地先	第5 附図
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根 489番の1地先	
2	上志段味第145号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 542番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字茂中 645番地先	
3	上志段味第146号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東 454番地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根 508番・509番・510番の1合併地 先	

4	上志段味第147号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東 440番の2地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字羽根 487番地先	
5	上志段味第148号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1647番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1657番の2地先	
6	上志段味第149号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1651番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1663番地先	
7	上志段味第150号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1648番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字二之 輪1669番の1地先	
8	上志段味第151号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1643番の1地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1663番地先	
9	上志段味第152号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2088番の162地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2087番の53地先	
10	上志段味第153号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の65地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の268地先	

11	上志段味第154号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の183地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の44地先	
12	上志段味第155号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の132地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の58地先	
13	上志段味第156号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2074番の59地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の18地先	
14	白鳥線第1号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2087番の18地先	"
		名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086番の309地先	
1	有松駅前第1号線	名古屋市緑区有松2301番地先	第6 附図
		名古屋市緑区有松2305番地先	
2	有松駅前第2号線	名古屋市緑区有松2411番地先	"
		名古屋市緑区有松2410番地先	
3	有松駅前第3号線	名古屋市緑区有松2510番地先	"
		名古屋市緑区有松2505番地先	

4	有松駅前第4号線	名古屋市緑区有松3052番地先	"
		名古屋市緑区有松3031番地先	
5	有松駅前第5号線	名古屋市緑区有松2701番地先	"
		名古屋市緑区有松2709番地先	
6	有松駅前第6号線	名古屋市緑区有松3001番地先	"
		名古屋市緑区有松2802番の1地先	
7	有松駅前第7号線	名古屋市緑区有松2901番の1地先	"
		名古屋市緑区有松2906番地先	
8	有松駅前自転車歩行者道第1号線	名古屋市緑区有松2305番地先	"
		名古屋市緑区有松2306番地先	
9	有松駅前自転車歩行者道第2号線	名古屋市緑区有松2803番地先	"
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字高根36番の35地先	
1	河岸町線	名古屋市瑞穂区河岸町3丁目80番の1地先	第7 附図
		名古屋市瑞穂区河岸町3丁目77番の10地先	



2	呼続1号線	名古屋市南区呼続元町102番地先	"
		名古屋市南区呼続元町520番の4地先	
3	呼続2号線	名古屋市南区呼続一丁目3番地先	"
		名古屋市南区呼続一丁目117番地先	
4	呼続3号線	名古屋市南区呼続二丁目105番の1地先	"
		名古屋市南区呼続二丁目618番地先	
1	諸の木三丁目第1号線	名古屋市緑区諸の木三丁目1918番地先	第8 附図
		名古屋市緑区諸の木三丁目1913番地先	

一部廃止する路線

整理 符号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
ア	千音寺東西7号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4764番地先	第9 附図
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4771番地先	
ア	藤前17号線	名古屋市港区藤前一丁目821番地先	第11 附図
		名古屋市港区藤前一丁目1123番地先	

ア	潮見町線支線第5号	名古屋市港区潮見町9番地先	第12 附図
		名古屋市港区潮見町1番の7地先	

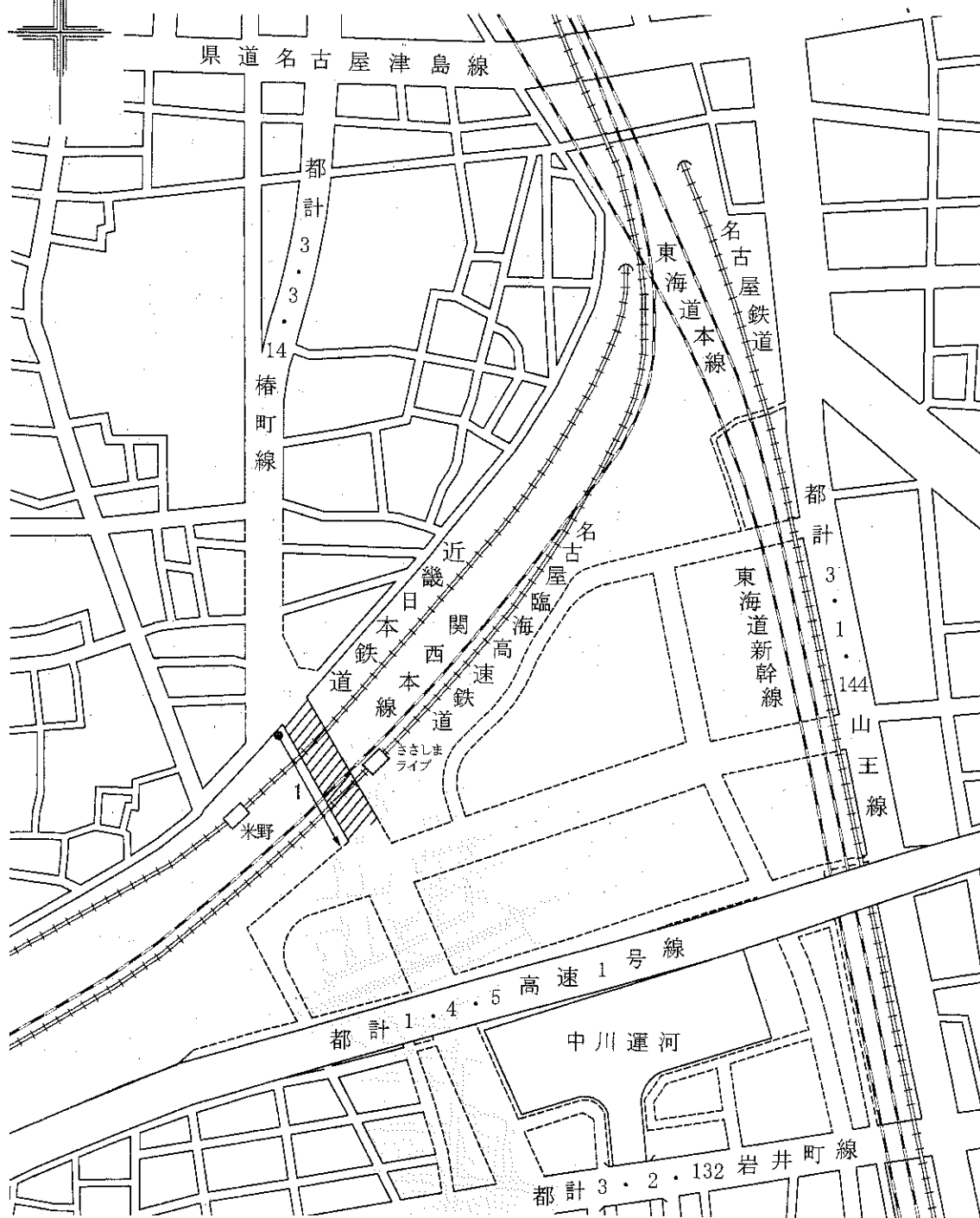
廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	千音寺十六線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3641番の1地先	第9 附図
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正3551番の1地先	
1	熱田新田東組東西支線 第44号	名古屋市熱田区一番二丁目3601番の1地先	第10 附図
		名古屋市熱田区一番二丁目3604番の1地先	

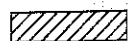
(理 由)

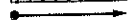
この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

# 第1附图



## 凡例

 市道に認定する路線



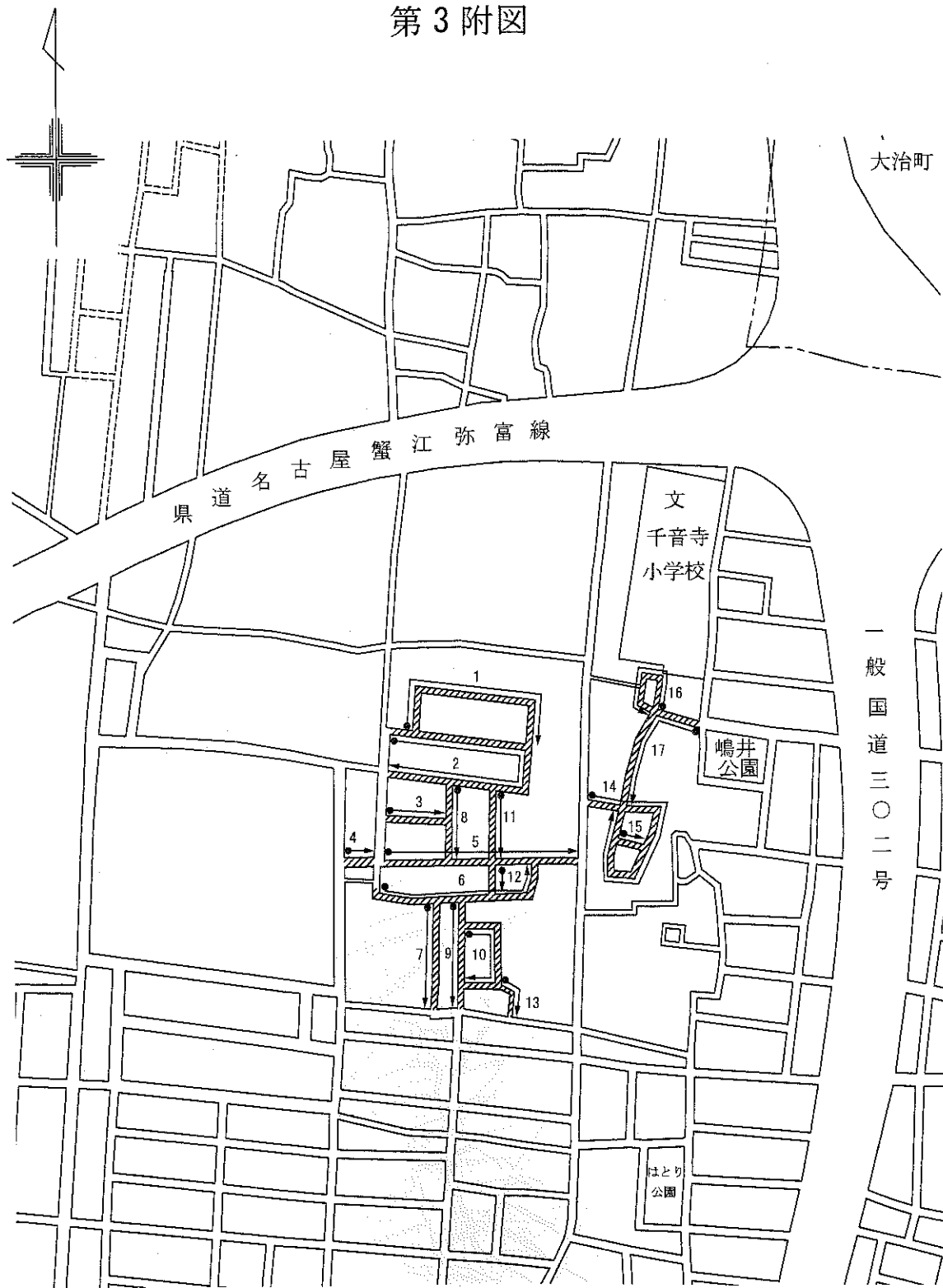
第2 附图



市道に認定する路線



# 第3附図



## 凡例

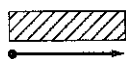


市道に認定する路線

# 第4附图

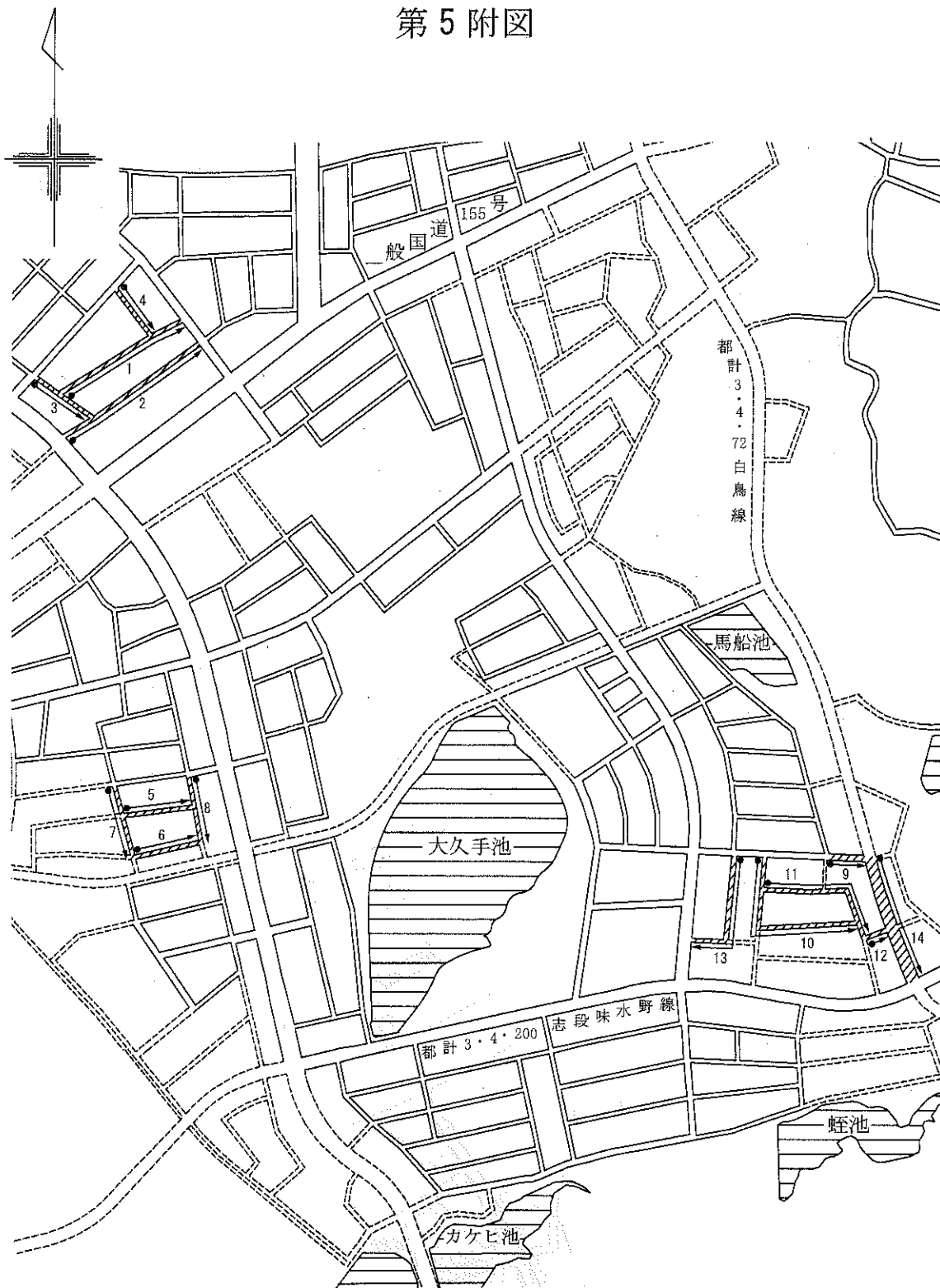


## 凡例



市道に認定する路線

# 第5附図

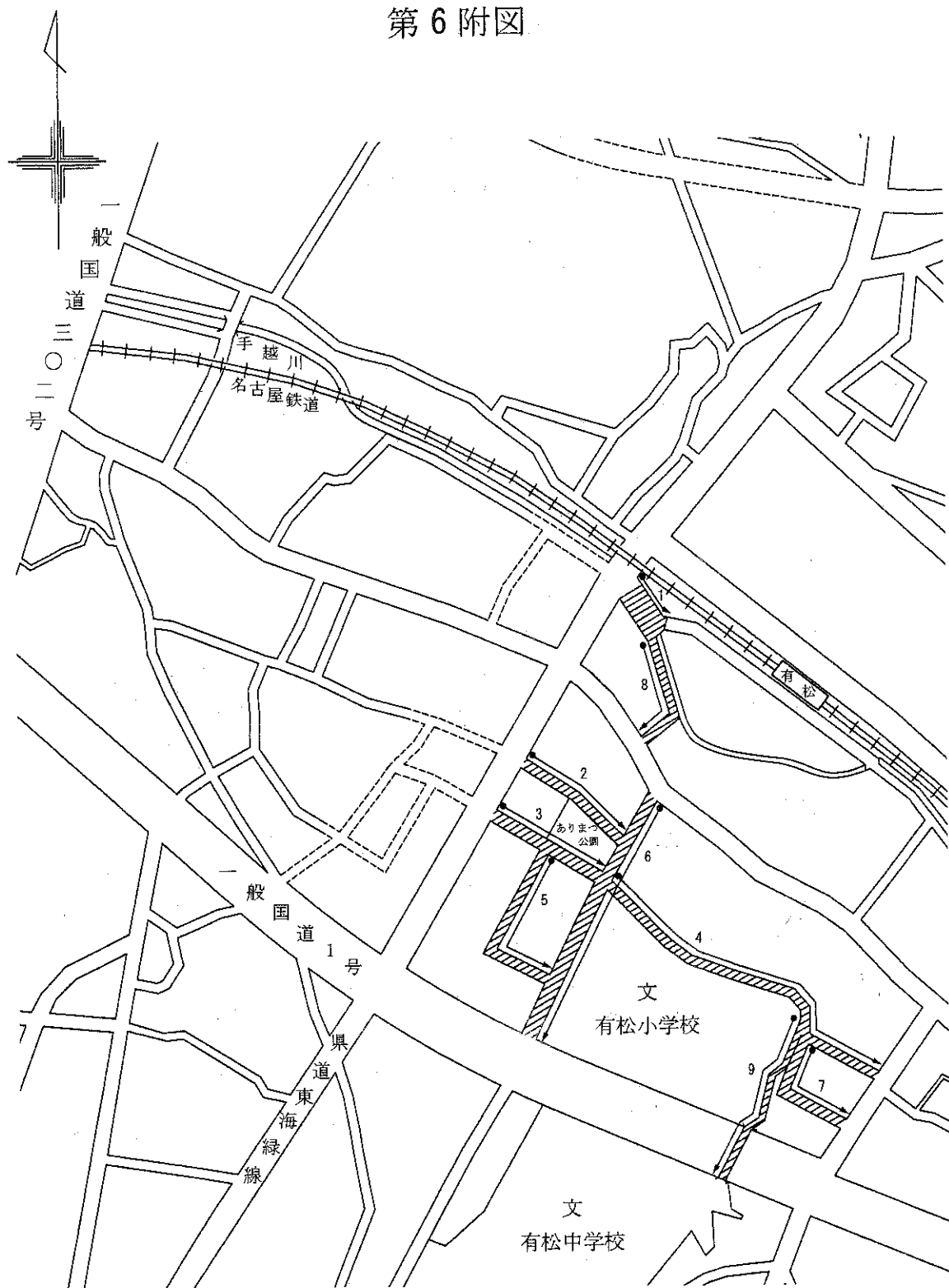


## 凡例



市道に認定する路線

# 第6附図



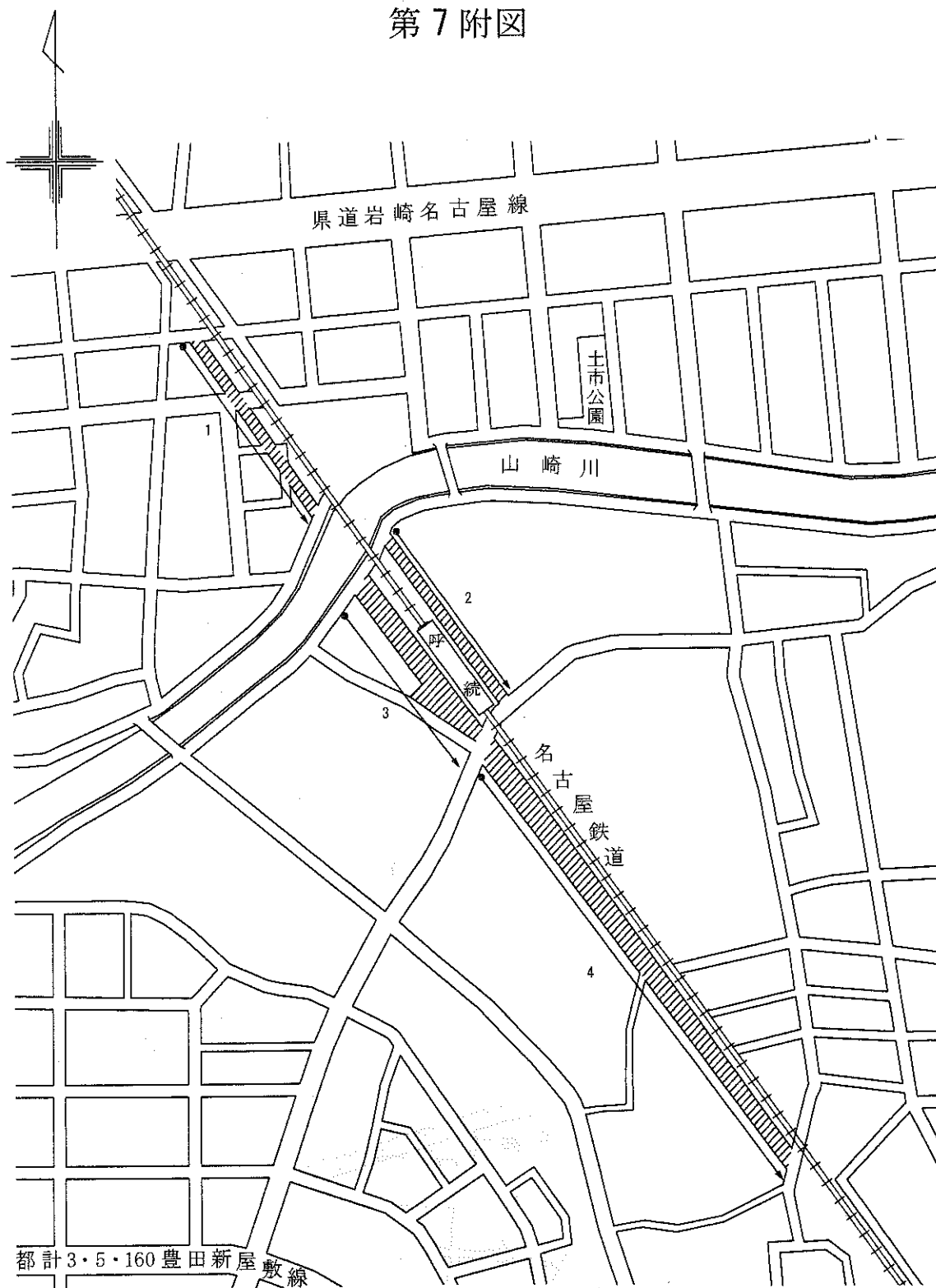
## 凡例



市道に認定する路線



# 第7附図

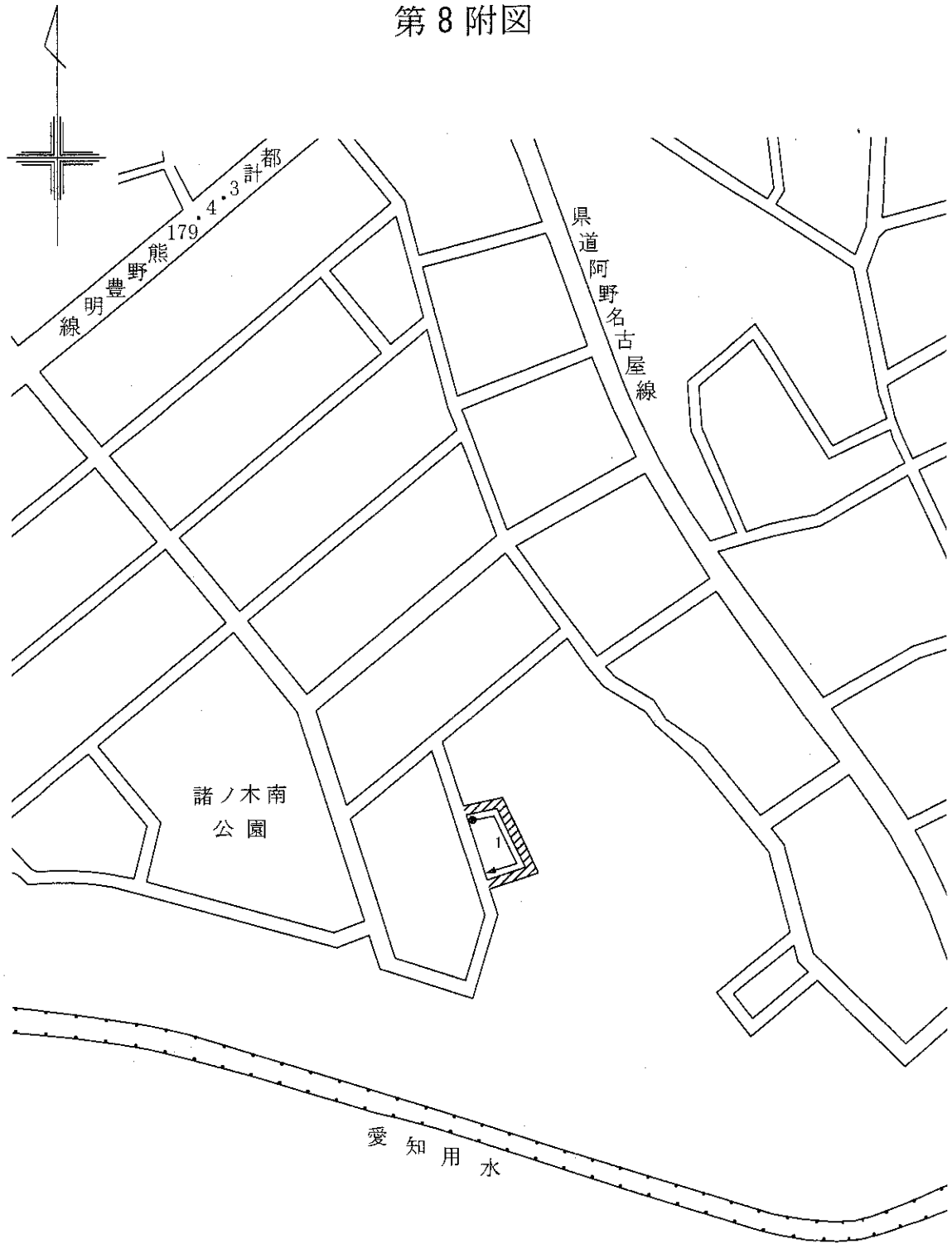


## 凡例

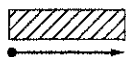


市道に認定する路線

第 8 附図

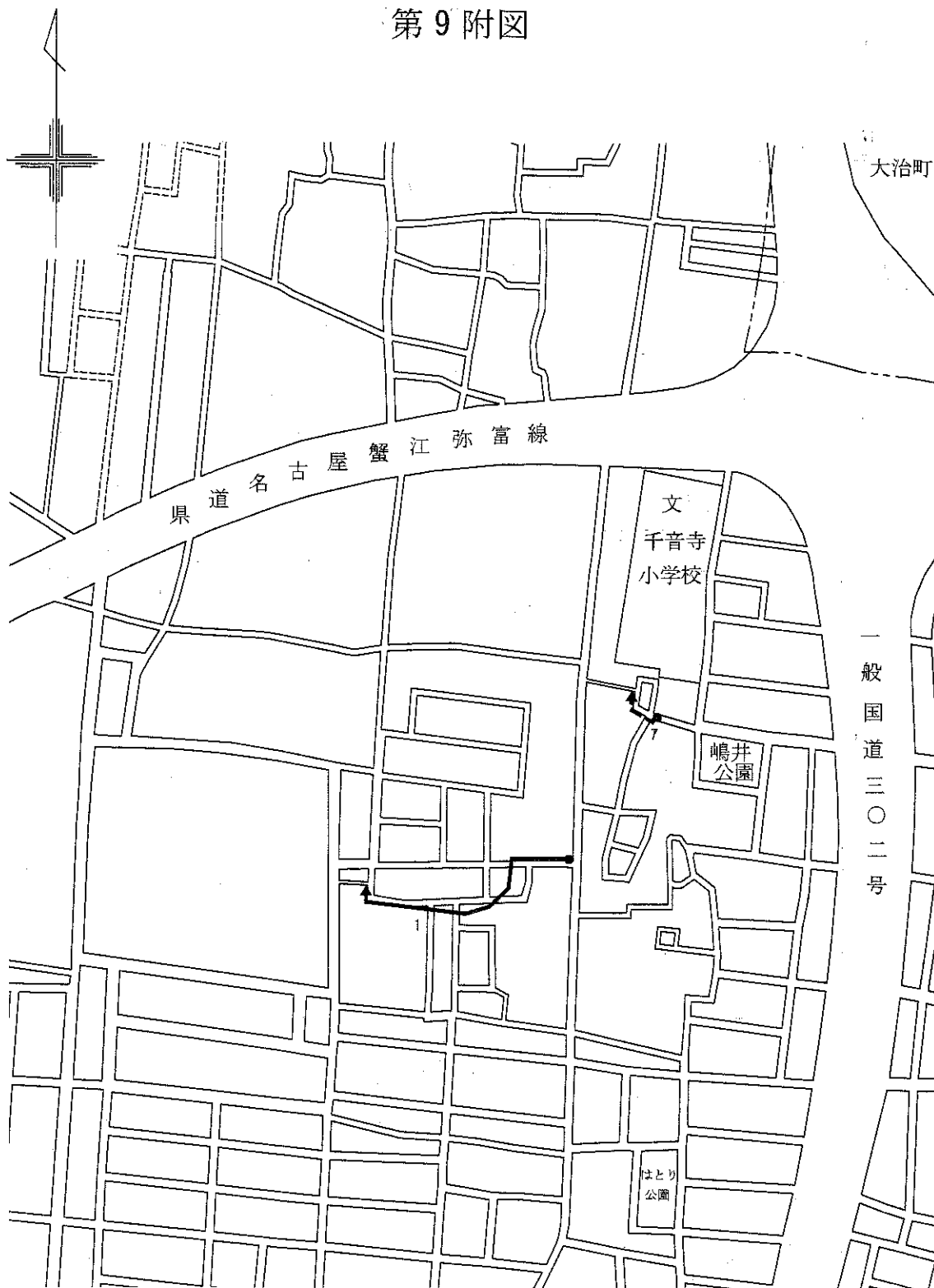


凡 例



市道に認定する路線

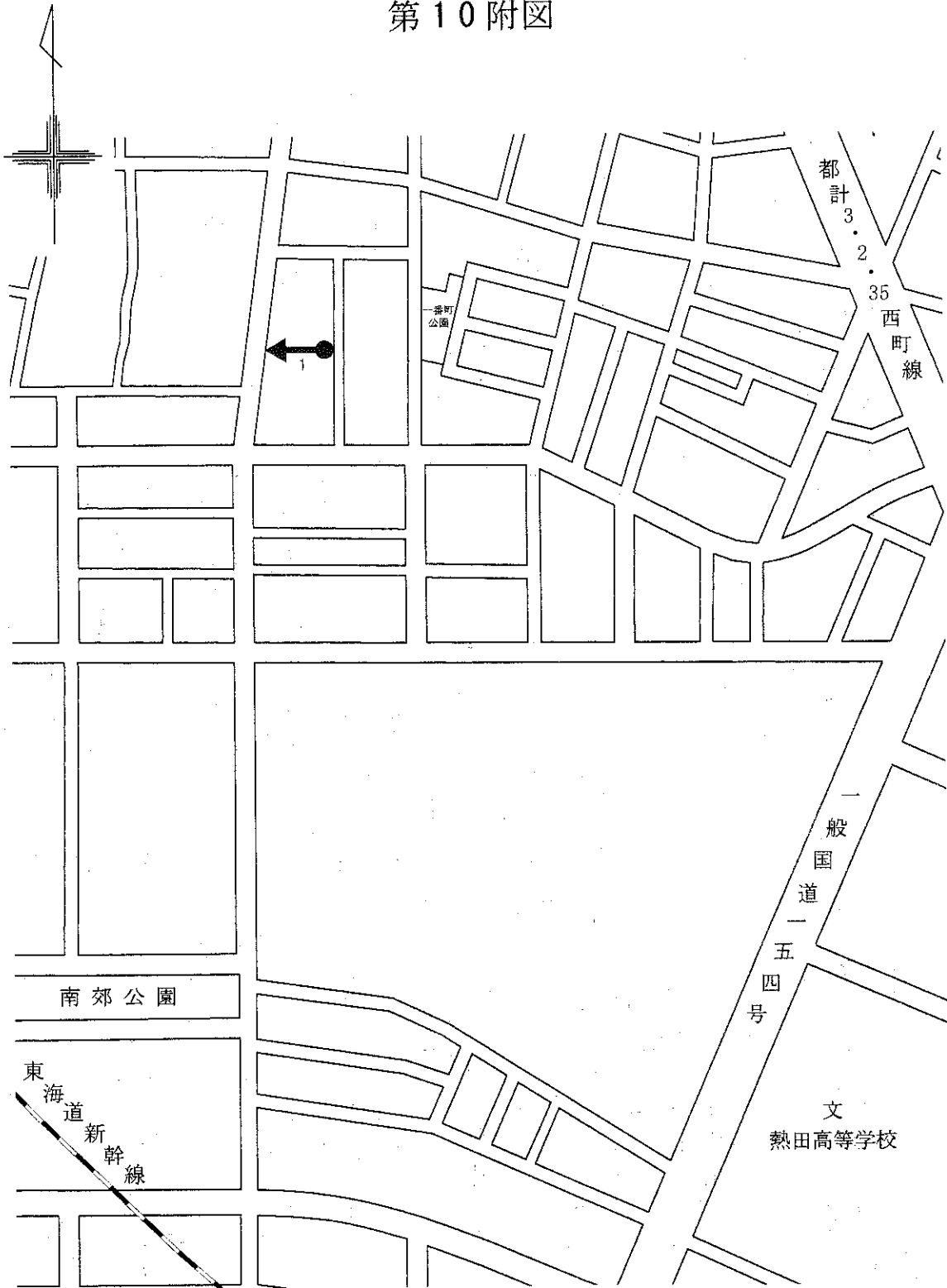
第9 附図



凡例

- > 一部廃止する路線
- > 廃止する路線

第10附図

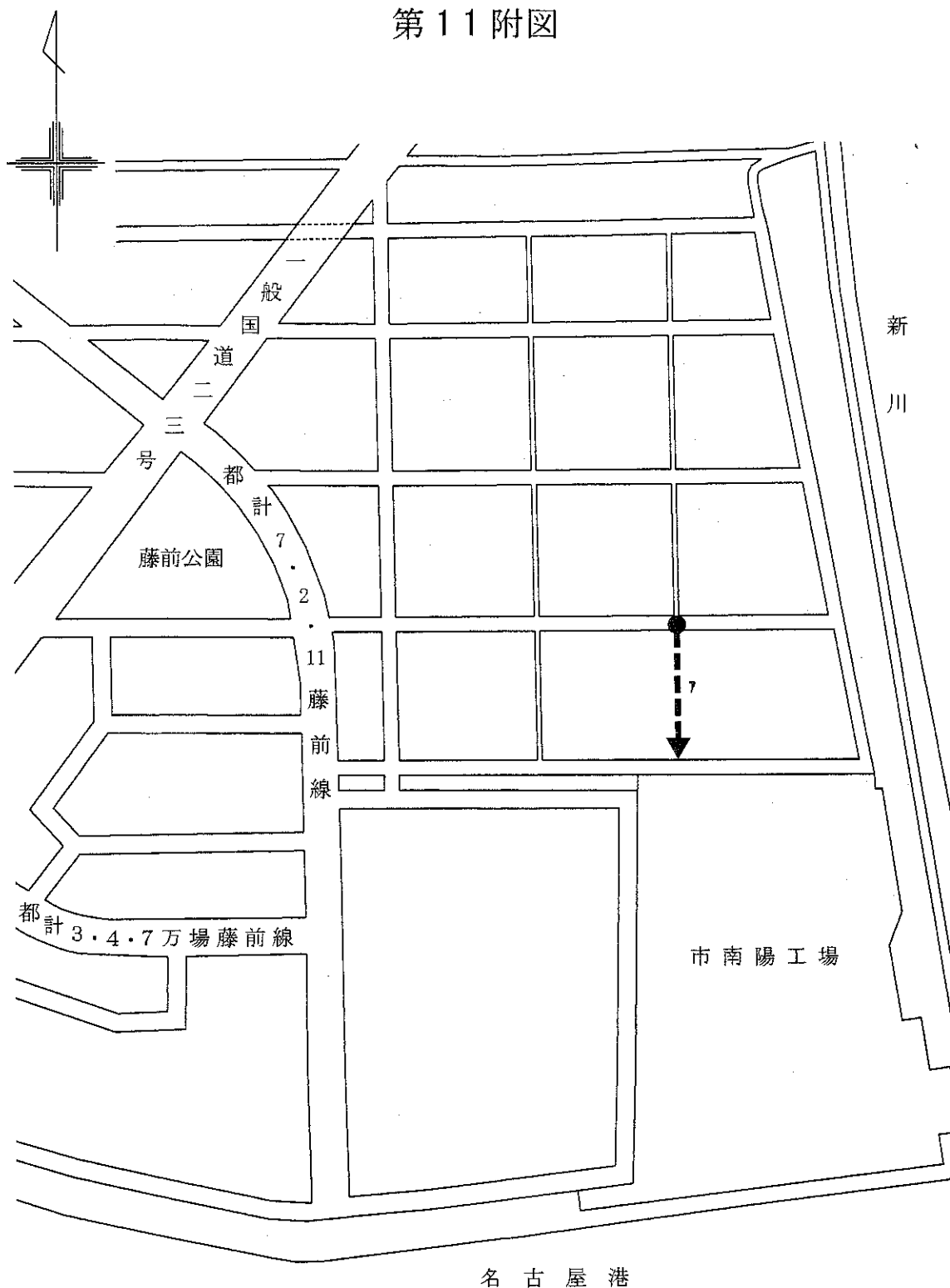


凡例



廃止する路線

# 第11 附図



## 凡例

●---→ 一部廃止する路線



(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

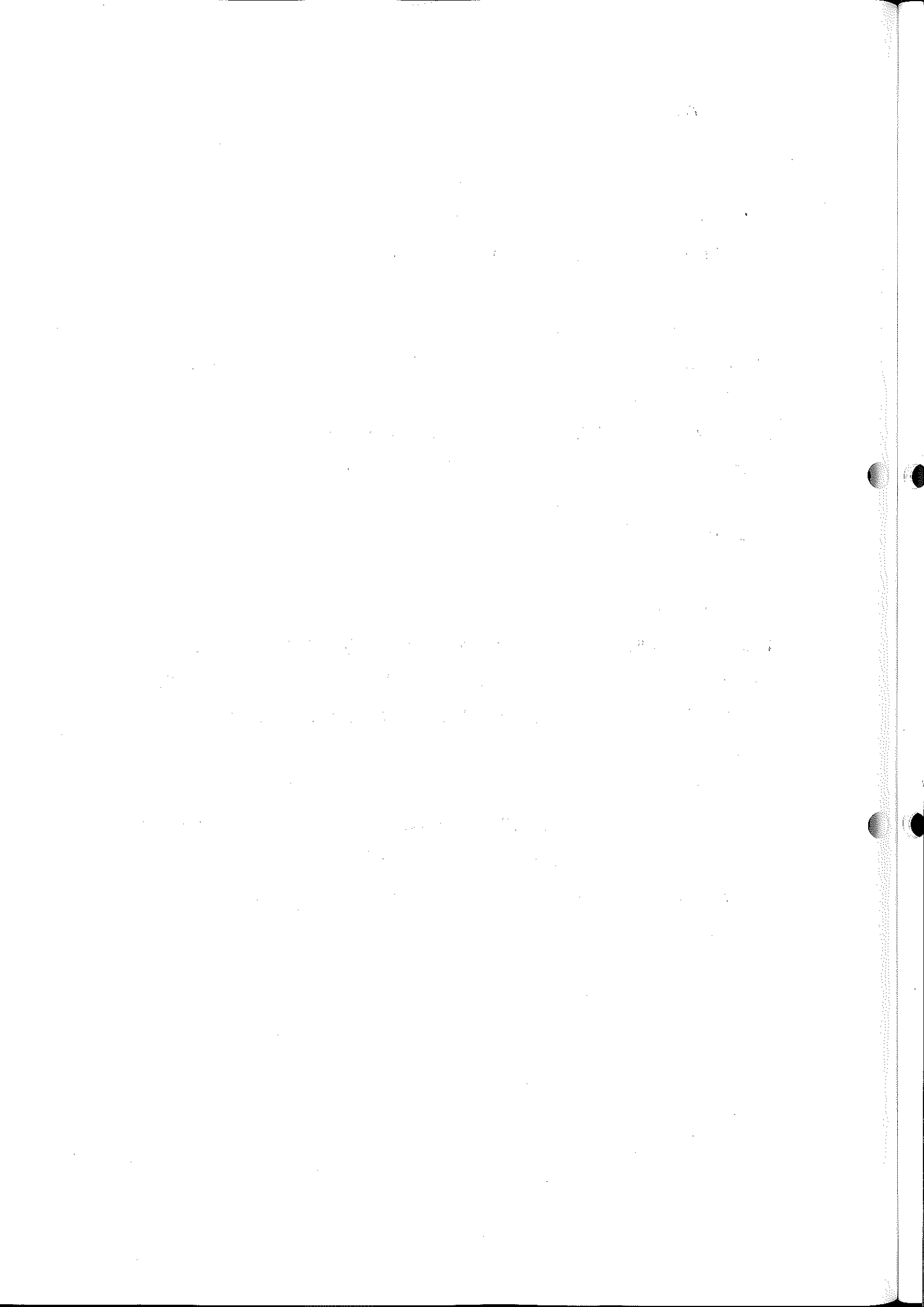
3 }  
4 } (略)  
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。





財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における情報教育ネットワーク用機器として、下記のとおり、学習系システムを専決処分により令和2年12月11日買入れた。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 財産の表示   | 学習系システム 1式  |
| 2 買入金額    | 2,618,000,000円  |
| 3 買入れの相手方 | 名古屋市中区錦二丁目17番21号<br>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海<br>代表取締役 前田 栄次 |

Faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or introductory paragraph.

Main body of faint, illegible text, appearing to be several lines of a document or report.

財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立中学校における学習者用端末として、下記のとおり、コンピュータを専決処分により令和2年12月14日買入れた。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- |   |         |  |         |
|---|---------|--|---------|
| 1 | 財産の表示   | コンピュータ（中学校学習者用）（その1）                         | 20,974台 |
| 2 | 買入金額    | 942,466,690円                                 |         |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市西区中小田井五丁目382番地<br>株式会社サンエス<br>代表取締役 原田昌彦 |         |

1954

1955

1956

1957

1958

1959

1960

1961

令和3年承認第6号

財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立中学校における学習者用端末として、下記のとおり、コンピュータを専決処分により令和2年12月7日買入れた。

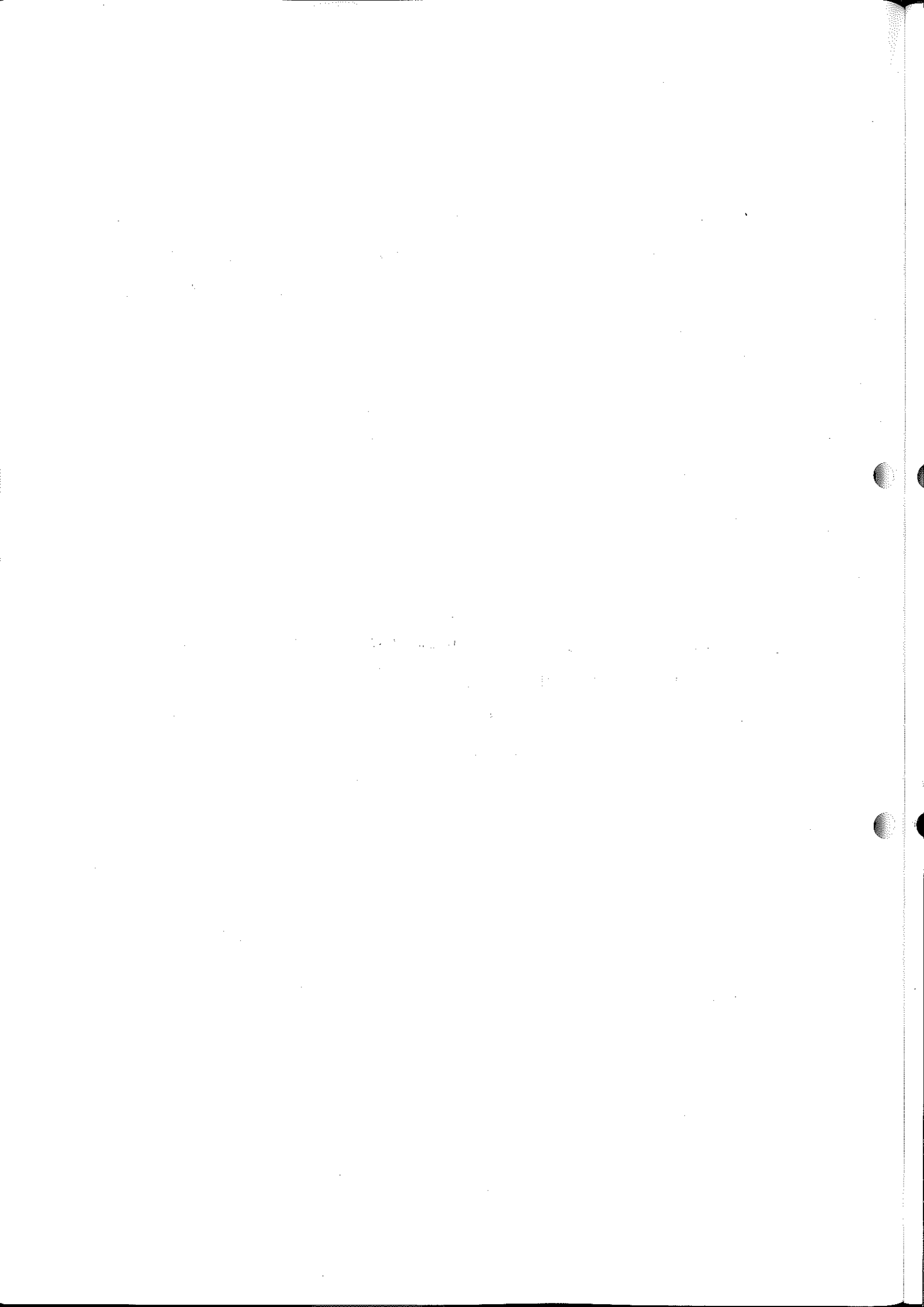
上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- |   |         |  |         |
|---|---------|--|---------|
| 1 | 財産の表示   | コンピュータ（中学校学習者用）（その2）                         | 22,010台 |
| 2 | 買入金額    | 982,966,600円                                 |         |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市中区丸の内三丁目18番28号<br>教育産業株式会社<br>代表取締役 今枝伸保 |         |



令和3年承認第7号

財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立小学校における学習者用端末として、下記のとおり、コンピュータを専決処分により令和2年12月11日買入れた。

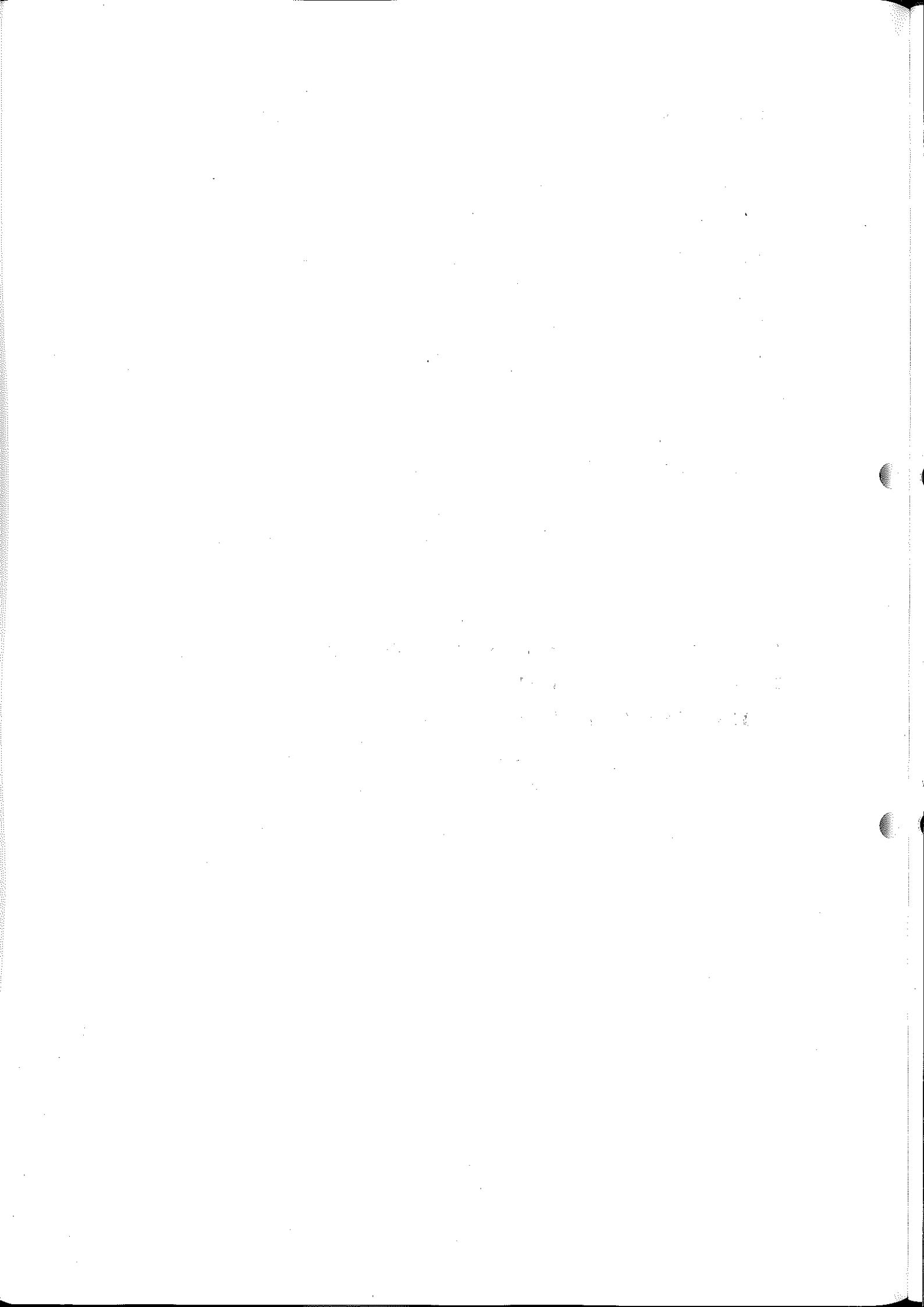
上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- |   |         |   |         |
|---|---------|---|---------|
| 1 | 財産の表示   | コンピュータ（小学校学習者用）（その1）                                  | 25,705台 |
| 2 | 買入金額    | 1,150,812,850円  |         |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市中区錦二丁目17番21号<br>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海<br>代表取締役 前田 栄次 |         |





財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立小学校における学習者用端末として、下記のとおり、コンピュータを専決処分により令和2年12月17日買入れた。

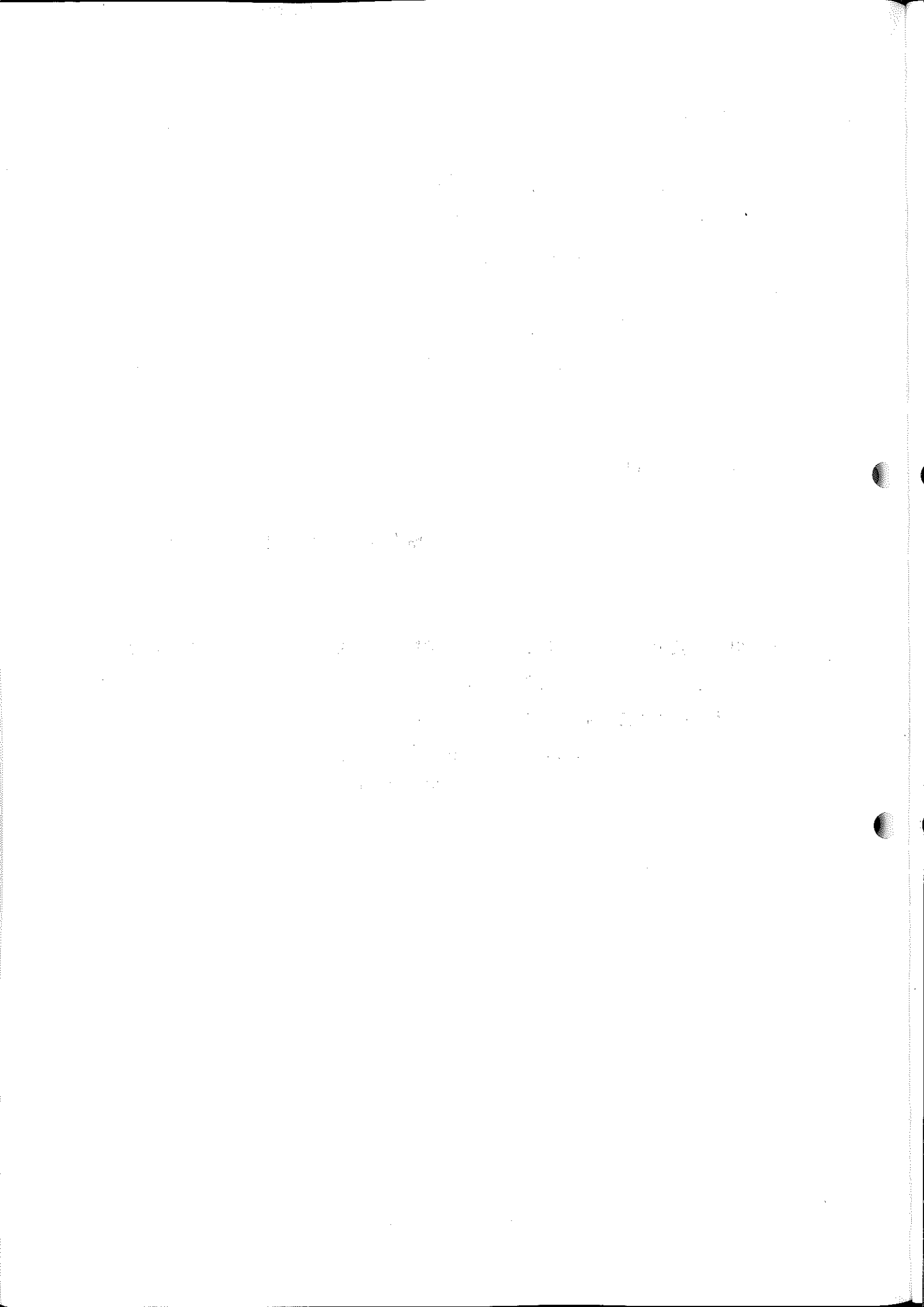
上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- |   |         |  |         |
|---|---------|--|---------|
| 1 | 財産の表示   | コンピュータ（小学校学習者用）（その2）                             | 23,716台 |
| 2 | 買入金額    | 1,057,330,428円                                   |         |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市中区栄一丁目3番3号<br>ユニアデックス株式会社中部支店<br>支店長 的 場 達 也 |         |



財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立小学校における学習者用端末として、下記のとおり、コンピュータを専決処分により令和3年1月20日買入れた。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- |           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 1 財産の表示   | コンピュータ（小学校学習者用）（その3）                          | 26,137台 |
| 2 買入金額    | 1,175,328,616円                                |         |
| 3 買入れの相手方 | 名古屋市中区栄一丁目3番3号<br>ユニアデックス株式会社中部支店<br>支店長 的場達也 |         |



財産の取得に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、名古屋市立小学校における学習者用端末として、下記のとおり、コンピュータを専決処分により令和3年1月18日買い入れた。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河村 たかし

記

- |   |         |  |         |
|---|---------|--|---------|
| 1 | 財産の表示   | コンピュータ（小学校学習者用）（その4）                         | 28,726台 |
| 2 | 買入金額    | 1,281,323,230円                               |         |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市中区丸の内三丁目18番28号<br>教育産業株式会社<br>代表取締役 今枝伸保 |         |

